

砥 部 町 議 会
令 和 2 年 第 1 回 定 例 会
会 議 録

令和 2 年第 1 回砥部町議会定例会（第 1 日）会議録

招 集 年 月 日	令和 2 年 2 月 20 日			
招 集 場 所	砥部町議会議事堂			
開 会	令和 2 年 2 月 20 日 午後 1 時 30 分 議長宣告			
出 席 議 員	1 番 柿本 正 2 番 佐々木公博 3 番 原田公夫 4 番 東 勝一 5 番 菊池伸二 6 番 佐々木隆雄 7 番 森永茂男 8 番 松崎浩司 9 番 大平弘子 10 番 西岡利昌 11 番 政岡洋三郎 12 番 山口元之 13 番 井上洋一 14 番 中島博志 15 番 平岡文男 16 番 三谷喜好			
欠 席 議 員	なし			
地 方 自 治 法 第 121 条第 1 項 の 規 定 に よ り 説 明 の た め 会 議 に 出 席 し た 者 の 職 氏 名	町 長 佐川秀紀 副町長 上田文雄 教育長 大江章吾 総務課長 相原清志 企画財政課長 伊達定真 地域振興課長 岡田洋志 戸籍税務課長 富岡 修 保険健康課長 池田晃一 介護福祉課長 松下寛志 子育て支援課長 田邊敏之 建設課長 門田 作 農林課長 大内 均 生活環境課長 田中克典 上下水道課長 藤田泰宏 会計管理者 門田 巧 広田支所長 高橋 桂 学校教育課長 門田敬三 社会教育課長 町田忠彦			
本会議に職務のため出席した者の職氏名		議会事務局長 前田正則 局長補佐 楠 耕一		
会 議 録 署 名 議 員 の 指 名	議長は、会議録署名議員に次の 2 名を指名した。 14 番 中島博志 15 番 平岡文男			
傍 聴 者	1 人			

令和2年第1回砥部町議会定例会議事日程 第1日

・開 会

・開 議

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 諸般の報告

日程第 4 行政報告

日程第 5 施政方針

日程第 6 議案第 1 号 砥部町印鑑登録証明事務条例の一部改正について

日程第 7 議案第 2 号 砥部町固定資産評価審査委員会条例の一部改正について

日程第 8 議案第 3 号 砥部町執行機関の附属機関設置条例の一部改正について

日程第 9 議案第 4 号 砥部町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について

日程第10 議案第 5 号 砥部町公民館条例の一部改正について

日程第11 議案第 6 号 砥部町陶芸作業場条例の一部改正について

日程第12 議案第 7 号 砥部町公共下水道事業の設置等に関する条例及び砥部町水道事業の設置に関する条例の一部改正について

日程第13 議案第 8 号 砥部町営住宅管理条例等の一部改正について

日程第14 議案第 9 号 砥部町勤労青少年ホーム条例の廃止について

日程第15 議案第10号 令和元年度砥部町一般会計補正予算（第7号）

日程第16 議案第11号 令和元年度砥部町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）

日程第 17 議案第 12 号 令和元年度砥部町介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）

日程第 18 議案第 13 号 令和 2 年度砥部町一般会計予算

日程第 19 議案第 14 号 令和 2 年度砥部町国民健康保険事業特別会計予算

日程第 20 議案第 15 号 令和 2 年度砥部町後期高齢者医療特別会計予算

日程第 21 議案第 16 号 令和 2 年度砥部町介護保険事業特別会計予算

日程第 22 議案第 17 号 令和 2 年度砥部町とべの館特別会計予算

日程第 23 議案第 18 号 令和 2 年度砥部町とべ温泉特別会計予算

日程第 24 議案第 19 号 令和 2 年度砥部町農業集落排水特別会計予算

日程第 25 議案第 20 号 令和 2 年度砥部町浄化槽特別会計予算

日程第 26 議案第 21 号 令和 2 年度砥部町公共下水道事業会計予算

日程第 27 議案第 22 号 令和 2 年度砥部町水道事業会計予算

日程第 28 令和元年請願第 2 号 日米 F T A 交渉は中止し、日米貿易協定の国会承認は行
わないことを求める請願

・散 会

令和2年第1回砥部町議会定例会

令和2年2月20日（木）

午後1時30分開会

○議長（政岡洋三郎） ただいまから、令和2年第1回砥部町議会定例会を開会します。町長から招集の挨拶があります。佐川町長。

○町長（佐川秀紀） 令和2年第1回定例会の開会にあたり、一言、ご挨拶を申し上げます。議員の皆様におかれましては、公私ともに何かとご多忙の中、ご出席を賜り、町政運営に関する重要案件につきまして、ご審議を賜りますことに対しまして、厚く御礼を申し上げます。さて、今年は、なんと申しましても、世界最高峰のスポーツの祭典、東京オリンピック・パラリンピックの開催でございます。昨年開催されたラグビーワールドカップの感動は、皆さんの記憶にも新しいところだと思います。ONE TEAMをスローガンに掲げ、史上初のベスト8に勝ち抜いた日本代表の快進撃は、日本中をひとつにいたしました。東京オリンピック・パラリンピックにおきましても、日本中がひとつになり、さらなる盛り上がりとともに、かつての東京オリンピックが、昭和の高度経済成長をけん引したように、東京2020大会が新たな経済成長の契機となることを大いに期待しておるところでございます。また、本町におきましては、昨年、オール砥部町ロケで撮影されました映画、未来へのかたちが、東京オリンピックの開会に先駆けて、7月3日から全国公開されます。砥部町満載のとても素晴らしい映画が完成しております。この映画の素材を十二分に活用し、本町の魅力を全国に発信するとともに、観光客の誘致並びに地域経済の活性化を図り、本町の更なる発展につなげてまいりたいと考えておりますので、議員の皆様方のご指導、ご支援を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。それでは、本定例会に提案いたします案件でございますが、まず、令和2年度の会計別当初予算の編成につきましては、一般会計が、前年度比5億2,717万円の減で、総額81億3,946万3千円となっております。特別会計の7会計につきましては、前年度比1億4,970万8千円の増で、総額54億3,812万8千円となっております。企業会計につきましては、前年度比5,060万4千円の増で、総額14億7,889万3千円となっております。次に、令和元年度の補正予算でございますが、一般会計が、4,312万6千円の減額補正、特別会計が、国民健康保険事業特別会計で、1,398万6千円の増額補正、介護保険事業特別会計が、財源組替えによる補正予算となっております。そのほか、法律の改正等に伴う関係条例の一部改正が8件、中央公民館の大規模改修に伴う条例の廃止が1件、人権擁護委員の推薦に係る人事案件が1件となっております。詳細につきましては、議案審議の場で、ご説明申し上げますので、ご議決賜りますよう、お願いを申し上げまして、開会の挨拶とさせていただきます。

○議長（政岡洋三郎） 2月17日に教育長に就任されました、大江教育長から挨拶があります。大江教育長。

○教育長（大江章吾） 議長のお許しをいただき、議員の皆様へ教育長就任のご挨拶をお時

間いただきありがとうございます。教育長就任ただけまして、一言ご挨拶を申し上げます。去る2月6日の臨時会におきまして、議会のご同意をいただき、2月17日に教育長に就任をさせていただきました。私は昭和61年4月に砥部町役場に入庁いたしまして、以後34年間、環境衛生、障害福祉、総務管理、企画財政の業務を務めてまいりました。ご承知のとおり、教育長に就任する前の6年間につきましては、企画財政課長といたしまして、総合計画や総合戦略の推進、また予算編成といった、主に財政調整、政策調整などの業務に従事をしてまいりました。これらの業務を通して感じましたことは、今社会はものすごい速さで変化をしているということと、そして行政といたしましても、この変革に敏感に対応していく必要があるということでございます。私は、教育行政に直接携わったことはございませんが、教育行政におきましても、住民の求めるニーズは多様化しており、きめ細かな対応はもちろんのこと、業務改善や新しいことへの取り組みが求められていくことと認識しております。それらのことで、即座に前教育長のようなかじ取りはできませんけれども、今までの経験を活かしまして、佐川町政のもと、砥部町の教育行政のかじ取り役といたしまして、全力で取り組んでまいる所存でございます。議員の皆様のご指導、ご鞭撻のほどよろしく願いを申し上げます。簡単ではございますが、教育長就任にあたりましてのご挨拶とさせていただきます。どうかよろしくお願いいたします。

~~~~~

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（政岡洋三郎） これから、本日の会議を開きます。日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、14番中島博志君、15番平岡文男君を指名します。

~~~~~

日程第2 会期の決定

○議長（政岡洋三郎） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、去る2月12日開催の議会運営委員会において、本日から3月11日までの21日間としております。これに異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（政岡洋三郎） 異議なしと認めます。よって会期は、本日から3月11日までの21日間に決定しました。

~~~~~

#### 日程第3 諸般の報告

○議長（政岡洋三郎） 日程第3、諸般の報告を行います。まず、地方自治法第121条第1項の規定により、町長以下関係者の出席を求めましたので、ご報告します。次に、本日、佐

川町長におかれましては、愛媛県政発足記念日知事表彰を受賞されましたのでご報告します。誠にありがとうございます。次に、2月6日に開催されました、全国町村議会議長会第71回定期総会において、山口元之君と私が、15年以上在職し、功労のあった議員として表彰され、2月19日に開催されました、愛媛県町村議会議長会第71回定期総会において、表彰の伝達を受けましたので、ご報告します。次に、本日までに受領しました請願は、お手元に配りました請願・陳情文書表のとおり、所管の常任委員会に付託しました。委員会の審査報告は、3月11日の本会議でお願いします。以上で、諸般の報告を終わります

~~~~~

日程第4 行政報告

○議長（政岡洋三郎） 日程第4、行政報告を行います。本件については、重要な事項について報告を求めます。上田副町長。

○副町長（上田文雄） 令和元年12月議会後からの行政報告を行います。お手元にお配りしております、行政報告1ページをご覧ください。総務課（1）12月26日から30日までの5日間、延べ420人の消防団員が火災予防啓発のため、夜間の特別警戒を実施しました。（2）1月11日、陶街道ゆとり公園で消防出初式を行い、小隊規律、はしご操法、一斉放水のほか、広田小学校少年消防クラブによる規律訓練などを披露しました。功績のあった個人と団体に対し、表彰状の授与や感謝状の贈呈を行いました。参加者は消防団員215人です。企画財政課。11月25日から2月3日までの入札執行状況でございます。建設工事が21件、測量建設コンサルタントが1件、委託業務が4件、物品購入が3件でございます。合計29件で、設計金額の総額が1億9,136万4千円、落札の総額が1億6,745万5千円、落札率87.5%でございます。子育て支援課、麻生保育所解体工事は、2月3日入札の結果、オオノ開発株式会社と契約を締結しました。契約の金額以下はご覧のとおりでございます。2ページをご覧ください。建設課、主要工事の進捗率でございます。町単独事業、①町道仙波線道路改良工事、進捗率10%、②町営住宅西団地外部補修工事、令和元年12月20日完成いたしました。③町道日の出広瀬線道路改良工事、進捗率5%、④神の森公園遊歩道階段修繕工事、進捗率95%、社会資本整備総合交付金事業防災・安全でございます。①立花橋橋梁修繕工事、令和元年12月16日完成しました。②川口橋橋梁修繕工事、令和元年12月9日完成いたしました。災害復旧事業、①から③とも平成30年度繰り越し分でございます。①町道宮内塩ヶ森線他19件、道路災害復旧工事、進捗率90%、②総津里地畦畔他17件、災害復旧工事、進捗率90%、③林道神の森小猿線他1件、災害復旧工事、進捗率95%でございます。生活環境課、主要工事の進捗率、①篠谷簡易給水施設改良工事3工区、令和2年2月14日完成いたしました。②多居谷下組簡易給水施設改良工事、進捗率80%でございます。3ページをご覧ください。上下水道課、主要工事進捗率でございます。公共下水道事業関係、面整備、①高尾田区60工区、令和2年1月17日完成いたしました。②高尾田区63工区、進捗率20%でございます。③高尾田区64工区、進捗率90%でございます。④高尾田区65工区、進捗率40%、⑤高尾田区

66 工区、進捗率 95%、⑥拾町区 40 の 2 工区、令和元年 12 月 10 日完成いたしました。水道事業関係、①公共下水道管渠布設に伴う水道管移設工事、その 32、高尾田でございます。進捗率 20%、②同じく同工事その 34、高尾田、進捗率 95%、③大南地区天神配水管布設替工事 2 の 2 工区、進捗率 85%、④同じく同 2 の 3 工区、進捗率 85%、⑤砥部町上水道第 6 配水池進入道路工事、上原町、進捗率 20%でございます。4 ページをご覧ください。社会教育課、（１）12 月 14 日、文化会館で第 15 回砥部町人権の町づくり集会を開催し、約 350 人の参加がありました。砥部こども園の園児や人権擁護委員による人権劇のほか、麻生保育所による実践報告、また、作家の家田荘子さんによる人権啓発講演も行いました。（２）12 月 20 日、いきいき砥部大賞を坂本政二門さんに贈呈いたしました。坂本さんは、昨年 11 月に開催された、ねんりんピック紀の国わかやま 2019、工芸の部において、厚生労働大臣賞を受賞されました。（３）12 月 26 日、保健センターで、東京 2020 オリンピック事前合宿で来県したマレーシアバドミントンチームをお迎えし、食のおもてなし交流会を開催しました。餅つき体験後、つくたての餅やいもたき、地元で採れた柑橘などを味わっていただき、国際的な文化交流会となりました。参加者等につきましてはご覧のとおりでございます。（４）1 月 12 日、文化会館で成人式を開催し、新成人 149 人が出席しました。式では、とべ動物園飼育員の高市敦広さんによる記念講演をはじめ、20 歳を迎えた白くまピースの着ぐるみも晴れ着姿で参列し、華やかな成人式となりました。なお、新成人対象者は 183 人でございます。（５）1 月 25 日、陶街道ゆとり公園で、第 9 回砥部町ジュニア駅伝大会を開催しました。小・中学生の男女合わせて 48 チーム、240 人が参加し、多くの子どもたちが健脚を競いました。マラソンの部には、133 人の児童・生徒が参加しました。以上で行政報告を終わります。

○議長（政岡洋三郎） 以上で、行政報告を終わります。

~~~~~

## 日程第 5 施政方針

○議長（政岡洋三郎） 日程第 5、施政方針を議題とします。令和 2 年度の施政方針について、説明を求めます。佐川町長。

○町長（佐川秀紀） 令和 2 年度の当初予算案をはじめ、関係諸議案のご審議をお願いするにあたり、私の町政運営の基本的な考えを申し述べ、砥部町議会をはじめ、町民の皆様のご理解とご協力を賜りたいと存じます。私が町長に就任してから、2 期目の最終年を迎えました。町民主役のまちづくりをモットーに、行政施策全般にわたり、町民の皆様の安全・安心、そして、まちの魅力を念頭に置きスピード感をもって、臨機に対策を展開してまいりましたが、人口減少、少子高齢化、労働力不足の問題をはじめ、社会が抱える構造的課題の解決に向けた超高速等通信システムや未来技術の活用、また、大規模自然災害に対する強靱なまちづくり、SDGs の実現などにつきましても、官民あげて適切な対応が求められており、行政課題の複雑化・多様化は、止まるところを知りません。しかしながら、どのような社会にあっても、行政を進める上において普遍的なものは、住民の安全・安心であり、それを支え

るものは、強くやさしい行政であると考えております。任期最終年度となる令和2年度におきましても、町民の皆様が幸せを感じ、心優しく笑顔で過ごせるよう、全力で取り組んでまいります。それでは、令和2年度の施策方針に掲げる重点施策を申し上げます。まずはじめに、強いまちづくりに向けての取り組みでございますが、任期中は、全国各地で自然災害が多発し、多くの生命、財産が失われました。その現状を目の当たりにしたとき、本町においても人ごとではないと、危機感を募らせた次第でございます。そのため、防災におきまして、自助、共助、公助の定着に向け、地域と連携した防災訓練、防災士の養成等に取り組むとともに、排水ポンプ車の配備、防災行政無線の更新など、地域防災力の強化に努めてまいりました。今後は、防災士の活用による自主防災組織活動の活性化に努めるとともに、大学や住民と連携しながら、本町が被災した場合の受援計画や各地区での防災計画の作成支援等を推進し、更なる強靱なまちづくりに向けて、様々な角度から防災対策に取り組んでまいります。また、インフラ整備におきましても、災害への対応を意識し、住民の安全・安心を念頭に置き、道路施設及び水道施設の老朽化対策や通学路の安全対策、公共下水道の整備、速やかな災害復旧に努めるとともに、汚水処理における松山市との相互協力などに取り組んでまいりました。今後におきましても、安全な道路施設への改良を進めるほか、雨水・排水対策、水道施設の耐震・老朽化対策、下水道施設の整備など、強靱なインフラ整備に取り組んでまいります。次に、経済対策でございますが、近年、景気は緩やかに回復し、雇用も安定してきたと報じられております。しかし、地方においては、先行き不透明感は拭えず、常に不安感が付きまっております。そのような中、地場産業におきましては、新たな付加価値の創出に期待が高まる一方で、後継者不足などの深刻な問題を抱えている現状でございます。本町におきましては、愛媛県一の紅まどんなの産地化の推進や、広田地域における六次産業化の推進、また、県窯業技術センターの町内での移転新築や、砥部焼の販路開拓のためのアンテナショップの開催、映画、未来へのかたちの製作など、砥部町独自の資源を活用し、産業の発展に取り組んでまいりました。そして、今後は、これらの取り組みを基に、稼ぐ力を高めるといふ、新たな視点が必要であると考えております。そのため、農業におきましては、引き続き、優良果樹などを育成する中で、紅まどんなの品質や生産力を向上させ、愛媛県一の紅まどんなの産地化を目指すとともに、園地整備などの基盤整備を力強く支援してまいります。林業振興におきましては、森林環境譲与税を活用した森林対策により、稼げる林業を推進してまいります。砥部焼振興におきましては、本町の強みを活かして、県窯業技術センターと連携した、売れる砥部焼づくりを支援して販路拡大を目指し、更なる砥部焼の知名度向上に取り組んでまいります。また、これらの取組みと合わせまして、企業立地対策、地元企業の成長支援を強力に進め、本町の稼ぐ力を高めることにより、地域経済の活性化を図ってまいります。次に、人・ものにやさしいまちづくりに向けての取り組みでございますが、令和の時代を迎えた昨年は、拡大し続ける社会保障に対応するため、消費税率の引上げが行われました。同時に、幼児教育・保育の無償化という大きな制度改革もございました。子育て世代の経済的負担の軽減という点におきましては、少子化の解消に効果が期待されるもの

の、待機児童の増加を招くなどの懸念もあり、基盤整備を含め、受入体制の整備につきまして適切に対応する必要があります。本町におきましては、慢性的な待機児童の解消に向け、認定こども園の設置や、放課後児童クラブの拡張、麻生保育所の改築などに取り組んでまいりましたが、更なる行政ニーズの高まりが予想されております。高まる行政ニーズに対応するため、妊娠期から乳幼児期における切れ目のない母子活動支援の充実をはじめ、4月に開設する子育て世代包括支援センターを核とした、より高度で、かつ、きめ細かな子育て支援を展開するとともに、幼稚園などの公共施設を効果的に活用するなど、子育て支援の更なる充実を図ってまいります。また、少子高齢化社会の進展に伴い、社会保障への期待感や、健康への関心が高まっていることから、高齢者や、障がいのある方などが地域で安心して暮らしていける環境整備や、適切な介護支援などに取り組んでまいりました。また、子どもから高齢者までが集える拠点として、総合福祉センターはらまちを昨年開設いたしました。今後は、総合福祉センターはらまちを名実ともに、地域コミュニティの場、そして福祉の拠点として発展させることや、これまでの福祉の取組みを更に深化させ、地域に密着した1人1人の実情に応じたきめ細かな支援を展開してまいります。また、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施により、高齢者の実態を的確に把握して、きめ細かな保健指導などを行い、健康寿命の延伸を目指してまいります。次に、貧困、飢餓ゼロをはじめ、様々な分野におきまして、SDGsが世界のスタンダードとなっております。自治体におきましても、行政施策に関連付けて推進していこうとする動きがある中、本町におきましても、食品ロス対策など、愛媛大学と連携して、SDGsを意識した取組みを始めたところでございます。そのような中、地球温暖化対策をはじめとする環境分野におきましては、ごみ処理施設の安定稼働や施設の延命化、家庭用太陽光発電施設の普及、下水道の整備や浄化槽の普及に努めるなど、地球温暖化対策、公共水域の汚濁防止などの環境保全に取り組んでまいりました。廃棄物処理の基幹施設である美化センターは、築18年が経過しようとしております。施設の老朽化対策をはじめ、本町のごみ処理方針も見直す必要が生じております。ごみの資源化・減量化の効率的な推進と合わせて、将来の廃棄物処理の方向性を探るとともに、地球温暖化対策や食品ロスの防止など、SDGsの推進を意識した取組みを展開してまいります。教育分野におきましては、引き続き、安全で快適な教育環境を整備するため、学校教育施設の改修をはじめ、空調設備の整備を進めるとともに、教職員の労働環境の改善、中央公民館の有効活用など、更なる教育環境の向上を図ってまいります。次に、魅力あるまちづくりに向けての取り組みでございますが、映画、未来へのかたちの素材を活用し、本町の魅力を全国に発信するとともに、愛媛国際映画祭への参画や映画を核とした魅力あるまちづくりを展開してまいります。また、プロスポーツを三世代が応援するなど、子どもからお年寄りまでが笑顔で集う、あそびべ、とべを推進してまいります。また、文化・スポーツの振興におきましては、リニューアルした中央公民館の有効活用など、更なる教育環境の向上を図るほか、砥部町の歴史・文化を記録にとどめ、後世に伝えるなど、文化の伝承に努めるとともに、国体・障がい者スポーツ大会の経験や東京オリンピック・パラリンピックの開催を契機として、地域スポーツの

振興を図ってまいります。以上、令和2年度の施政方針に掲げる、重点施策を申し上げました。分野ごとの主要施策につきましては、先にお配りしております概要のとおりでございます。詳細につきましては、予算審議の場でご説明申し上げますのでよろしくお願いをいたします。冒頭にも申し上げましたが、町長任期の最終年でございます。総仕上げの年といたしまして、まずは、防災・減災への取組み、果樹産地の強化、こども子育て支援の拡充、あそびべ、とべの推進など、今まで取り組んできた施策の成果と方向性を整理してまいります。そして、施策の更なるブラッシュアップに努めるとともに、強くやさしいまち、そして、魅力あるまちを意識し、文化とところがふれあうまちの実現に向けた取組みを、力強く展開してまいりますので、議員の皆様、町民の皆様のご支援・ご協力を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げ、令和2年度の施策方針とさせていただきます。以上よろしくお願いいたします。

~~~~~

日程第6 議案第1号 砥部町印鑑登録証明事務条例の一部改正について

(説明、質疑、総務常任委員会付託)

○議長（政岡洋三郎） 日程第6、議案第1号、砥部町印鑑登録証明事務条例の一部改正についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。富岡戸籍税務課長。

○戸籍税務課長（富岡修） それでは、議案第1号の説明をいたします。お手元に議案書をお願いいたします。議案第1号、砥部町印鑑登録証明事務条例の一部改正について。砥部町印鑑登録証明事務条例の一部を改正する条例を次のように定める。令和2年2月20日提出、砥部町長佐川秀紀。提案理由でございますが、議案書の下段をご覧ください。成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、印鑑登録を受けることができない者から、成年被後見人を削るとともに、条文の注釈についての整理を行うため提案するものであります。それでは、提案箇所についてご説明いたします。添付の議案第1号資料、新旧対照表の1ページをご覧ください。朱書きしているところでございますが、まず第2条第2項第2号につきましては、これまで印鑑登録の資格を有しないと規定されていた成年被後見人を、意思能力を有しない者と改正することにより、成年被後見人であっても、意思能力を有するものは印鑑登録を行うことができるようにするものであります。次に第5条第3項及び次ページの第6条第1項第3号につきましては、文言の整理でございます。具体的に申しますと、2ページの第6条第1項第3号にあります、記載という文言についての注釈、朱書きの括弧の部分になります。これを、より前の条項である1ページの第5条第3項の記載の後に付け替えるものであります。なお、注釈の内容といたしましては、紙媒体での表記を想定した記載という文言を電子データを使用する場合は、記録という言葉に読み替えるという意味であります。それでは、議案書のほうにお戻りください。附則でございますが、この条例は公布の日から施行するものでございます。以上で説明を終わらせていただきます。ご審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（政岡洋三郎） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（政岡洋三郎） 質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第1号は、総務常任委員会に付託することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（政岡洋三郎） 異議なしと認めます。

よって議案第1号は、総務常任委員会に付託することに決定しました。

~~~~~

## 日程第7 議案第2号 砥部町固定資産評価審査委員会条例の一部改正について

（説明、質疑、総務常任委員会付託）

○議長（政岡洋三郎） 日程第7、議案第2号、砥部町固定資産評価審査委員会条例の一部改正についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。相原総務課長。

○総務課長（相原清志） 議案第2号について、ご説明申し上げます。議案書をご覧ください。砥部町固定資産評価審査委員会条例の一部改正について。砥部町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例を次のように定める。令和2年2月20日提出、砥部町長佐川秀紀。提案理由でございますが、行政手続等における、情報通信の技術の利用に関する法律の題名等が改正されたことに伴い、本条例で引用している条文を改めるために提案するものでございます。議案第2号の資料をご覧ください。砥部町固定資産評価審査委員会条例の新旧対照表でございますが、この第6条は納税者より固定資産課税台帳に登録されました価格に対して、審査の申し出があった場合の署名審議に関する規定でございます。令和元年5月31日に情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律というのが公布をされました。これに伴いまして、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の名称が、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律に改められました。このため、第6条第2項で引用をしておりました法律名と、条項についてご覧のとおり所要の改正を行っております。条例の内容に変更はございません。議案書にお戻りください。附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものとしております。以上で説明を終わります。ご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（政岡洋三郎） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（政岡洋三郎） 質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第2号は、総務常任委員会に付託することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（政岡洋三郎） 異議なしと認めます。

よって議案第2号は、総務常任委員会に付託することに決定しました。

~~~~~

日程第8 議案第3号 砥部町執行機関の附属機関設置条例の一部改正について

(説明、質疑、厚生文教常任委員会付託)

○議長(政岡洋三郎) 日程第8、議案第3号、砥部町執行機関の附属機関設置条例の一部改正についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。松下介護福祉課長。

○介護福祉課長(松下寛志) 議案第3号、砥部町執行機関の附属機関設置条例の一部改正についてご説明いたします。議案第3号の議案書をご覧ください。砥部町執行機関の附属機関設置条例の一部改正について。砥部町執行機関の附属機関設置条例の一部を改正する条例を次のように定める。令和2年2月20日提出、砥部町長佐川秀紀。提案理由でございますが、障害者福祉計画等を策定するにあたり、地域の実情を反映させるための策定委員会を附属機関として規定するため提案するものでございます。議案第3号資料1、新旧対照表をお開きください。改正案の欄をご覧ください。附属機関に砥部町障害者計画等策定委員会を新設し、担任する事項を障害者計画、障害福祉計画及び障害児福祉計画の策定について、必要な事項を調査、審議することと定め、構成員の定限を7人とするものでございます。資料2、新旧対照表をお開きください。砥部町の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例を改正し、改正案のとおり障害者計画等策定委員会委員を加え、報酬の額を7千円とするものでございます。議案書にお戻りください。附則をご覧ください。施行期日でございますが、この条例は令和2年4月1日から施行するものでございます。以上で説明を終わります。ご審議賜りますようお願いいたします。

○議長(政岡洋三郎) 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。14番井上洋一君。

○13番(井上洋一) すみません。この一応予定として、策定委員会委員7人となっておりますが、これどのような方がこの7人の該当するのでしょうか。

○議長(政岡洋三郎) 松下介護福祉課長。

○介護福祉課長(松下寛志) ただいまの井上議員さんのご質問にお答えをいたします。策定委員として、7人以内を予定しておりまして、学識経験を有するもの、障害福祉サービス事業者の代表者、障害福祉団体の代表者、それと指定相談支援事業所の代表、それと公募により選考された住民を予定しております。以上で答弁とさせていただきます。

○議長(政岡洋三郎) ほかにございませんか。

大変失礼しました。井上洋一君の議席番号を14番と申し上げました。13番に訂正をさせていただきます。大変失礼をいたしました。

お諮りします。議案第3号は、厚生文教常任委員会に付託することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（政岡洋三郎） 異議なしと認めます。

よって議案第3号は、厚生文教常任委員会に付託することに決定しました。

~~~~~

日程第9 議案第4号 砥部町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について

（説明、質疑、総務常任委員会付託）

○議長（政岡洋三郎） 日程第9、議案第4号、砥部町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。相原総務課長。

○総務課長（相原清志） 議案第4号についてご説明を申し上げます。議案書をご覧ください。砥部町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について。砥部町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。令和2年2月20日提出、砥部町長佐川秀紀。提案理由でございますが、パートタイム会計年度任用職員の通勤に係る費用弁償の額を、勤務形態に合わせた額とするため、所要の規定の改正について提案をするものでございます。議案第4号の資料をご覧ください。同条例の新旧対照表でございますが、第31条でございますが、パートタイム会計年度任用職員の通勤に係る費用弁償についての規定でございます。ご覧のとおり同条第2項中、通勤に係る費用弁償の額についての規定を削っております。なお、この通勤に係る費用弁償の額につきましては、規則で定めることといたしております。議案書にお戻りください。附則といたしまして、この条例は令和2年4月1日から施行するものとしております。以上で説明を終わります。ご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（政岡洋三郎） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。  
[「質疑なし」の声あり]

○議長（政岡洋三郎） 質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第4号は、総務常任委員会に付託することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（政岡洋三郎） 異議なしと認めます。

よって議案第4号は、総務常任委員会に付託することに決定しました。

~~~~~

日程第10 議案第5号 砥部町公民館条例の一部改正について

（説明、質疑、厚生文教常任委員会付託）

○議長（政岡洋三郎） 日程第10、議案第5号、砥部町公民館条例の一部改正についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町田社会教育課長。

○社会教育課長（町田忠彦） 議案第5号をご説明申し上げます。議案第5号をお手元をお願いいたします。議案第5号、砥部町公民館条例の一部改正について。砥部町公民館条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。令和2年2月20日提出、砥部町長佐川秀紀。提案理由ですが、裏面をご覧ください。事業運営を行っていない原町地区公民館を規定から削るとともに、中央公民館の大規模改修により会議室等の形態を変更した、中央公民館の使用料を改定するため提案するものである。続きまして、内容についてご説明申し上げます。議案第5号の資料のほうをご覧ください。まず、別表第1（第2条関係）の部分になりますが、地区公民館、こちらのほうに現行であります、砥部町原町地区公民館、砥部町原町166番地、こちらの1項目を削除いたします。続きまして、別表第2（10条関係）砥部町中央公民館の使用料のほうになりますが、形態が変わりますので新たな名称となっております。まず、会議室1が860円、会議室2・3が480円、学習室、視聴覚室が680円、実習室が960円、調理室880円、2ページ目をご覧ください。和室1・2、1室利用を480円、2室利用800円、和室（茶室）520円、講座室1,500円、講堂3,860円、体育館全面560円、半面380円。続きまして、2の千里地区と3の砥部町ひろた交流センターの使用料については変更はございません。欄外につきまして、使用料に関する注意事項といたしまして、冷暖房の使用料は上記の料金に含む。使用料の算定において1時間に満たない場合は、1時間の料金として計算する。使用料の算定において10円未満の端数が生じた場合は切り捨てる。利用のため、準備及び原状回復に有する時間は利用時間に含むという項目を追加いたしました。議案書にお戻りください。議案書の附則のほうですが、裏面です。附則のほうですが、この条例は令和2年4月1日から施行する。以上でご説明を終わります。

○議長（政岡洋三郎） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。
[質疑なし]

○議長（政岡洋三郎） 質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第5号は、厚生文教常任委員会に付託することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（政岡洋三郎） 異議なしと認めます。

よって議案第5号は、厚生文教常任委員会に付託することに決定しました。

~~~~~

#### 日程第11 議案第6号 砥部町陶芸作業場条例の一部改正について

（説明、質疑、産業建設常任委員会付託）

○議長（政岡洋三郎） 日程第11、議案第6号、砥部町陶芸作業場条例の一部改正についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。岡田地域振興課長。

○地域振興課長（岡田洋志） それでは議案第6号についてご説明申し上げます。砥部町陶芸作業場条例の一部改正について。砥部町陶芸作業場条例の一部を改正する条例を次のように



定める。令和2年2月20日提出、砥部町長佐川秀紀。提案理由でございます。令和2年3月31日に予定しています、有限会社砥部町産業開発公社の解散に伴い、同社が所有する陶芸作業場の施設管理を町が引き継ぐため提案するものでございます。改正内容につきましては、議案第6号資料を新旧対照表をご覧ください。左側、改正案の欄、上段部分別表第1中、赤い字のところでございますが、第4、砥部町陶芸作業場、砥部町総津159番地2を加え、下段別表第2中、赤い字のところでございますが、第4、砥部町陶芸作業場、ひと月4万5千円を加えるものでございます。議案書にお戻りください。附則でございます。この条例は令和2年4月1日から施行するものでございます。以上で説明を終わらせていただきます。ご審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（政岡洋三郎） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。  
[「質疑なし」の声あり]

○議長（政岡洋三郎） 質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第6号は、産業建設常任委員会に付託することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（政岡洋三郎） 異議なしと認めます。

よって議案第6号は、産業建設常任委員会に付託することに決定しました。

~~~~~

日程第12 議案第7号 砥部町公共下水道事業の設置等に関する条例及び砥部町水道事業の設置に関する条例の一部改正について

（説明、質疑、産業建設常任委員会付託）

○議長（政岡洋三郎） 日程第12、議案第7号、砥部町公共下水道事業の設置等に関する条例及び砥部町水道事業の設置に関する条例の一部改正についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。藤田上下水道課長。

○上下水道課長（藤田泰宏） 議案第7号につきましてご説明を申し上げます。お手元に議案書をお願いいたします。議案第7号、砥部町公共下水道事業の設置等に関する条例及び砥部町水道事業の設置に関する条例の一部改正について。砥部町公共下水道事業の設置等に関する条例及び砥部町水道事業の設置に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。令和2年2月20日提出、砥部町長佐川秀紀。提案理由でございますが、地方自治法の改正に伴い、本町条例において改正箇所を引用している条項を改めるため提案するものでございます。改正の内容につきましては、議会の同意を要する賠償責任の免責に関して、地方公営企業法第34条において、地方自治法の規定を準用することとなっていることから、改正される地方自治法の条項に改正するものでございます。議案第7号資料1の砥部町公共下水道事業の設置等に関する条例、新旧対照表をお願いいたします。地方自治法の条ずれにより、第243条の2第8項を第243条の2の2第8項に改正するものでございます。次に議案第7号、資料2の砥部町

水道事業の設置に関する条例、新旧対照表をお願いいたします。こちらでも地方自治法の条ずれにより、第243条の2第4項を、第243条の2の2第8項に改正するものでございます。なお、現行において、第243条の2第4項となっておりますが、こちらは本来平成21年4月1日施行の改正地方自治法に適用し、第243条の2第8項と改正すべきところを適用できていなかったため今回の改正に合わせて改正するものでございます。議案書にお戻りください。附則といたしまして、この条例は令和2年4月1日から施行することといたします。以上で説明を終わります。ご審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（政岡洋三郎） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。
[「質疑なし」の声あり]

○議長（政岡洋三郎） 質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第7号は、産業建設常任委員会に付託することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（政岡洋三郎） 異議なしと認めます。

よって議案第7号は、産業建設常任委員会に付託することに決定しました。

~~~~~

### 日程第13 議案第8号 砥部町営住宅管理条例等の一部改正について

（説明、質疑、産業建設常任委員会付託）

○議長（政岡洋三郎） 日程第13、議案第8号、砥部町営住宅管理条例等の一部改正についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。門田建設課長。

○建設課長（門田作） 議案第8号についてご説明申し上げます。議案書をご覧ください。砥部町営住宅管理条例等の一部改正について。砥部町営住宅管理条例等の一部を改正する条例を次のように定める。令和2年2月20日提出、砥部町長佐川秀紀。提案理由でございますが、議案書の3ページをお願いいたします。民法の一部を改正する法律の公布に伴い、公営住宅等の賃貸借に係る債権関係の規定等を改正するため提案するものでございます。改正の主な内容につきましては、民法の一部を改正する法律の施行を踏まえ、砥部町営住宅管理条例等について、公募の例外、敷金、修繕費用の負担、住宅の明け渡し請求などの規定を見直すものでございます。なお、改正する条例は、砥部町営住宅管理条例のほか、砥部町特定公共賃貸住宅管理条例、砥部町営後継者及び単身者住宅条例、砥部町若者定住促進住宅条例の4つの条例でございます。それでは、議案第8号の資料1をお願いいたします。第1条改正、砥部町営住宅管理条例の新旧対照表でございます。1ページ公募の例外を定めている第5条の改正につきましては、引用する土地区画整理法の改正に伴う、項ずれの解消と公募を行わず入居させることができる対象に、防災街区整備事業が追加されたことによる文言の整理を行うものでございます。2ページをお願いいたします。敷金について定めております、第18条の改正につきましては、敷金の返還範囲について未払債務弁済への充当ができる旨、民法の規定が新設されたことから、

文言の整理を行うものでございます。修繕費用の負担について定めております、第 20 条及び 3 ページの入居者の費用負担義務について定めております、第 21 条の改定につきましては、町又は入居者が負担する修繕項目、修繕内容を明確化するための文言を整理し、細かな項目については、別に規則を定め、明記させていただくこととしております。住宅の明渡請求を定めております、第 41 条の改定につきましては、明渡請求を行うときに請求額の算定に利用する利率が、民法制定以来、5 %とされていましたが 3 %とされ、3 年ごとに見直すこととなったため、第 3 項中、年 5 分の割合を法定利率に改めるものでございます。議案第 8 号資料 2 をお願いいたします。第 2 条改正、砥部町特定公共賃貸住宅管理条例の新旧対照表でございます。敷金について定めております、第 18 条の改正につきましては、町営住宅と同じく敷金の返還範囲について未払債務弁済への充当ができる旨、民法の規定が新設されたことから文言の整理を行うものでございます。修繕の実施及び費用負担について定めております、第 19 条及び入居者の費用負担義務について定めております、裏面の第 20 条の改正につきましても、町営住宅と同じく修繕費用の負担について、町又は入居者が負担する修繕項目、修繕内容、修繕する住宅を明確化するため、文言を追加整理し、細かな項目については別に規則を定め、明記させていただくこととしております。議案第 8 号資料 3 をお願いいたします。第 3 条改正、砥部町営後継者及び単身者住宅条例の新旧対照表でございます。敷金について定めております、第 15 条の改正につきましては、これも町営住宅と同じく敷金の返還範囲に未払債務弁済への充当ができる旨、民法の規定が新設されたことから、文言の整理を行うものでございます。修繕費用の負担について定めております、第 16 条及び入居者の費用負担義務について定めております、裏面の 17 条の改正につきましても、町営住宅と同じく修繕費用の負担について、町又は入居者が負担する修繕項目、修繕内容を明確化するため文言を追加整理し、細かな項目については、別に規則を定め明記させていただくこととしております。議案第 8 号の資料 4 をお願いいたします。第 4 条改正、砥部町若者定住促進住宅条例の新旧対照表でございます。敷金について定めております、第 15 条の改正につきましては、これも町営住宅と同じく敷金の返還範囲について、未払債務弁済への充当ができる旨、民法の規定が新設されたことから、文言の整理を行うものでございます。修繕費用の負担について定めております、16 条及び入居者の費用負担義務について定めております、裏面の 17 条の改正につきましても、町営住宅と同じく修繕費用の負担について、町又は入居者が負担する修繕項目、修繕内容を明確化するための文言を追加整理し、細かな項目については、別に規則を定め明記させていただくこととしております。議案書第 8 号にお戻りください。3 ページをお願いいたします。附則としまして、この条例は令和 2 年 4 月 1 日から施行するものでございます。以上で説明を終わります。ご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（政岡洋三郎） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。14 番中島博志君。

○14 番（中島博志） すいません、ちょっと理解がしにくかったので再度お聞きします。修繕費用の負担の中で、修繕に要する費用を入居者が負担するものとして定めるものを除いて

とありますが、これは町が負担することとされているのに関連するものでしょうかね。それと、もしこれ町が負担するということであれば、仮にどのような案件また、どのようなものを想定されているのかお尋ねします。

○議長（政岡洋三郎） 門田建設課長。

○建設課長（門田作） 今回の民法の改正に伴いまして、修繕費用の負担、町が行うものと入居者が行うものを修繕費用の負担を明確にしないよということになっております。その中でですね、構造上の主な部分の設備、これについては町の負担とし、通常の使用によって生じた損耗、並びに経年変化の原状回復費用は入居者が負担をすることとしております。この運用につきましては、現行の運用につきましても、畳の表替えとかふすまの張替とか破損ガラスの取り換えなどは、現在も運用として取り扱っておりますので、現行の運用と大きく異なるものではございません。例としまして、主要構造物の屋根、床、柱などの破損、腐食漏水などは町が行う。室内仕上げにおきまして、畳表の汚れとか傷、表替えなどは入居者が行うもの。壁材につきまして、汚れとかカビについては、入居者が行うもの。床の腐食、剥離、汚れ、カビなどについては町が行うもの。すみません。床のですね、腐食と剥離が町です。すみません。汚れ、傷、カビについては入居者が行うものとしております。天井などの汚れ、カビ、破損については入居者、天井などの剥離については町、建具の反りとか摩耗、腐食は町、建具の汚れ、損傷、がたつきについては入居者というふうに、これらの負担範囲を規則で定めることとしております。以上で回答とさせていただきます。

○議長（政岡洋三郎） よろしいですか。14 番中島博志君。

○14 番（中島博志） もう 1 点お聞かせ願えたらと思います。敷金のうちからこれを控除した額を還付するとありますが、お金が敷金の中からこの修繕とかそういうもので余った場合還付すると、返金するという解釈でいいんですかね。

○議長（政岡洋三郎） 門田建設課長。

○建設課長（門田作） 敷金でございますが、敷金の返還範囲について未払債務の弁済に充てれることとなっておりますので、未納の家賃とか未納の共益費があるときは、それに充当することとなっております。以上で回答とさせていただきます。

○議長（政岡洋三郎） 14 番中島博志君。

○14 番（中島博志） 最後ですからもう 1 点だけ聞かせていただきます。この敷金額が要するに債務が多かった場合、どのように町が対応されるんですか。

○議長（政岡洋三郎） 門田建設課長。

○建設課長（門田作） 債務の額が敷金額より多い場合については、すべて充当させていただいて、残りの残額を請求させてもらうことになります。以上で回答とさせていただきます。

○議長（政岡洋三郎） ほかにありませんか。質疑を終わります。

お諮りします。議案第 8 号は、産業建設常任委員会に付託することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（政岡洋三郎） 異議なしと認めます。

よって議案第8号は、産業建設常任委員会に付託することに決定しました。

ここでしばらく休憩します。再開は2時55分の予定です。

午後2時39分 休憩

午後2時55分 再開

~~~~~

日程第14 議案第9号 砥部町勤労青少年ホーム条例の廃止について

（説明、質疑、厚生文教常任委員会付託）

○議長（政岡洋三郎） 再開します。日程第14、議案第9号、砥部町勤労青少年ホーム条例の廃止についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町田社会教育課長。

○社会教育課長（町田忠彦） 議案第9号をご説明いたします。議案第9号をお手元をお願いいたします。砥部町勤労青少年ホーム条例の廃止について。砥部町勤労青少年ホーム条例を廃止する条例を次のように定める。令和2年2月20日提出、砥部町長佐川秀紀。提案理由ですが、下段をご覧ください。中央公民館の大規模改修に伴い、利用者の減少が著しい砥部町勤労青少年ホームの運用を廃止し、中央公民館の事業として実施するため提案するものである。内容についてご説明申し上げます。砥部町勤労青少年ホーム条例を廃止する条例によりまして、砥部町の特別職で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例、こちらのほうを改正いたします。新旧対照表、資料のほうをご覧ください。現行におきまして、勤労青少年ホーム運営委員会委員、月額6千円というこの項目を削ります。議案書にお戻りください。附則ですが、この条例は令和2年4月1日から施行する。以上で説明を終わります。ご審議賜りますようお願いいたします。

○議長（政岡洋三郎） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（政岡洋三郎） 質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第9号は、厚生文教常任委員会に付託することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（政岡洋三郎） 異議なしと認めます。

よって議案第9号は、厚生文教常任委員会に付託することに決定しました。

~~~~~

日程第15 議案第10号 令和元年度砥部町一般会計補正予算（第7号）

日程第 16 議案第 11 号 令和元年度砥部町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）

日程第 17 議案第 12 号 令和元年度砥部町介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）

（説明、質疑、所管常任委員会付託）

○議長（政岡洋三郎） 日程第 15、議案第 10 号、令和元年度砥部町一般会計補正予算第 7 号から、日程第 17、議案第 12 号、令和元年度砥部町介護保険事業特別会計補正予算第 3 号までの 3 件を一括議題とします。提案理由の説明を求めます。伊達企画財政課長。

○企画財政課長（伊達定真） それでは、議案第 10 号の一般会計補正予算第 7 号から、議案第 12 号の介護保険事業特別会計補正予算第 3 号についてご説明を申し上げます。お手元に令和元年度砥部町一般会計補正予算第 7 号をお願いいたします。表紙をめくっていただきまして、1 ページをご覧ください。議案第 10 号、令和元年度砥部町一般会計補正予算第 7 号。令和元年度砥部町の一般会計補正予算第 7 号は、次に定めるところによる。第 1 条、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 4,312 万 6 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 90 億 4,529 万 7 千円とする。第 2 項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第 1 表歳入歳出予算補正による。第 2 条、繰越明許費の追加は、第 2 表繰越明許費補正による。令和 2 年 2 月 20 日提出、砥部町長佐川秀紀。それでは 3 ページをお願いいたします。歳出補正の主なものについてご説明いたします。まず、民生費と農林水産費におきまして、補助金等の減額に伴いまして、財源組替を行っております。2 款、総務費でございますが、479 万 1 千円増額し、10 億 2,052 万 4 千円としました。広場整備事業補助金 99 万 2 千円の追加、通知カード・個人番号カード関連事務委任交付金 379 万 9 千円の追加でございます。次に 3 款、民生費でございますが、5,573 万 9 千円減額し、30 億 6,270 万 1 千円といたしました。プレミアム付商品券事業運営業務委託料 2,097 万 2 千円の減額、障害者自立支援給付費等の過年度精算に伴う償還金 1,148 万円の追加、障害者福祉サービス等の扶助費 1,095 万 6 千円の追加、介護基盤整備等事業補助金及び介護施設開設準備経費助成事業補助金 7,568 万円の減額などがございます。次に第 4 款、衛生費でございますが、182 万 2 千円追加し、7 億 3,560 万円としました。主に美化センターの光熱水費 121 万 7 千円の追加などがございます。次に 6 款、農林水産業費でございますが、600 万円追加し、2 億 5,913 万 2 千円といたしました。農業費につきましては、財源組替でございます。林業費につきましては、広域林道万年鶴崎線の整備事業に対する負担金 600 万円の追加でございます。2 ページをお願いいたします。特定財源といたしまして、12 款分担金及び負担金を 100 万円の追加、14 款国庫支出金 349 万円の減額、15 款県支出金 6,891 万 1 千円の減額、17 款寄附金を 30 万円追加、20 款諸収入を 141 万 8 千円追加しました。一般財源といたしまして、19 款繰越金を 2,655 万 7 千円追加しております。次に 4 ページをお願いいたします。第 2 表、繰越明許費補正でございます。ご覧の 5 件の事業につきましては、令和 2 年度に繰越を行います。まず、個人番号カード利用環境整備事業でございますが、この事業はマイナンバーカードの普及と消費対策のため、マイナンバーカードで買い物をした場合に、ポイントを付与するという事業でございますけれども、国の方針が固まらず、大幅にずれ込んだため、173 万 5 千円を繰り越すものでございます。次にプ

レミアム付商品券事業運營業務委託料でございますが、4月以降の精算に係る経費として、487万7千円を繰り越します。次に健康管理システム改修委託料でございますが、今年7月の全国レベルでの情報連携運用開始に向けた、健康管理システム改修費用でございます。元年度に補助金決定を受けて、7月までに改修を終えるため22万円を繰り越します。次に町道仙波線道路改良工事でございますが、災害復旧工事を優先させたことによりまして、年度内に完成が見込めないため、1,310万円を繰り越します。次に、町道日の出広瀬線他1線道路改良工事でございますが、関係者との設計協議に不測の日数を要したため、2,600万円を繰り越します。次に、公共土木施設過年災害復旧事業でございますが、平成30年度に繰り越した減免災害復旧工事を優先させたことによりまして、年度内に完成が見込めないため、1億4千万円を繰り越すものでございます。一般会計につきましては、以上でございます。続きまして、国民健康保険事業特別会計についてご説明をいたします。令和元年度砥部町国民健康保険事業特別会計補正予算第3号、1ページをお開きください。議案第11号、令和元年度砥部町国民健康保険事業特別会計補正予算第3号。令和元年度砥部町の国民健康保険事業特別会計補正予算第3号は、次に定めるところによる。第1条、事業勘定は既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,648万6千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ25億2,157万9千円とする。直営診療施設勘定は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ250万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,270万1千円とする。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。令和2年2月20日提出、砥部町長佐川秀紀。それでは3ページをお願いいたします。こちらは、事業勘定の歳出でございますけれども、2款保険給付費1項療養諸費における一般被保険者療養給付費を1,648万6千円追加しております。続いて歳入でございますが、2ページをご覧ください。県支出金を同額追加しております。5ページをお願いいたします。直営診療施設勘定の歳出でございます。1款総務費につきましては、財源組替でございます。2款医療費につきましては、医薬品費を250万円減額しております。歳入でございますが、4ページをご覧ください。診療収入を427万円減額し、一般会計からの繰入金で177万円追加しております。国民健康保険事業特別会計につきましては以上でございます。それでは続きまして、介護保険事業特別会計の補正予算のほうをお願いいたします。めくっていただきまして、1ページをお開きください。議案第12号、令和元年度砥部町介護保険事業特別会計補正予算第3号。令和元年度砥部町の介護保険事業特別会計補正予算第3号は、次に定めるところによる。第1条、保険事業勘定の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。令和2年2月20日提出、砥部町長佐川秀紀。こちらにつきましては、2ページをお願いいたします。こちらの歳入歳出の額の総額の補正はございません。財源組替のみとなっております。第1号被保険者の保険料が低所得者に対して軽減拡充されたこと等によりまして、介護保険料を1,611万8千円減額するとともに、新たに国庫補助金の受け入れによる基金等との財源組替を行い、不足する額を一般会計から繰り

入れます。国庫支出金を 402 万 1 千円追加、繰入金として一般会計からの繰入金を 1,506 万 4 千円追加し、基金繰入金を 296 万 7 千円減額しております。以上で補正予算の説明を終わります。ご審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（政岡洋三郎） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。  
[質疑なし]

○議長（政岡洋三郎） 質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第 10 号から議案第 12 号までの 3 件については、それぞれ所管の常任委員会に付託することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（政岡洋三郎） 異議なしと認めます。

よって議案第 10 号から議案第 12 号までの 3 件については、それぞれ所管の常任委員会に付託することに決定しました。

~~~~~

日程第 18	議案第 13 号	令和 2 年度砥部町一般会計予算
日程第 19	議案第 14 号	令和 2 年度砥部町国民健康保険事業特別会計予算
日程第 20	議案第 15 号	令和 2 年度砥部町後期高齢者医療特別会計予算
日程第 21	議案第 16 号	令和 2 年度砥部町介護保険事業特別会計予算
日程第 22	議案第 17 号	令和 2 年度砥部町とべの館特別会計予算
日程第 23	議案第 18 号	令和 2 年度砥部町とべ温泉特別会計予算
日程第 24	議案第 19 号	令和 2 年度砥部町農業集落排水特別会計予算
日程第 25	議案第 20 号	令和 2 年度砥部町浄化槽特別会計予算
日程第 26	議案第 21 号	令和 2 年度砥部町公共下水道事業会計予算
日程第 27	議案第 22 号	令和 2 年度砥部町水道事業会計予算

（説明、質疑、予算特別委員会付託）

○議長（政岡洋三郎） 日程第 18、議案第 13 号、令和 2 年度砥部町一般会計予算から日程第 27、議案第 22 号、令和 2 年度砥部町水道事業会計予算までの 10 件を一括議題とします。提案理由の説明を求めます。伊達企画財政課長。

○企画財政課長（伊達定真） それでは令和 2 年度の当初予算につきまして、私のほうからは議案第 13 号の一般会計から、議案第 20 号の浄化槽特別会計までを提案させていただきます。それでは、一般会計の予算書のほうをお願いいたします。めくっていただきまして、1 ページをご覧くださいと思います。議案第 13 号、令和 2 年度砥部町一般会計予算。令和 2 年度砥部町の一般会計の予算は、次に定めるところによる。第 1 条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ 81 億 3,946 万 3 千円と定める。第 2 項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第 1 表歳入歳出予算による。第 2 条、地方自治法第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、第 2 表債務負担行為

による。第3条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、第3表地方債による。第4条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は10億円と定める。第5条、地方自治法第220条第2項、ただし書の規定による歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。令和2年2月20日提出、砥部町長佐川秀紀。一般会計につきましては、対前年度5億2,717万円の減となっております。それでは続きまして、予算書の6ページをお願いいたします。第2表債務負担行為でございます。こちら上から4件分につきましては、パソコンの借上料及び電算処理に関する債務負担でございます。次の2件につきましては、庁舎と保健センターの空調設備の導入に対する債務負担でございます。次は、千里埋立処分場の施設管理料に対する債務負担でございます。次の3件につきましては、教育委員会事務局及び小・中学校の校務用パソコンとソフトウェアの借上料に対する債務負担でございます。次は、砥部焼陶芸塾運営委託料に対する債務負担でございます。次の2件につきましては、坂村真民記念館の企画展に関する債務負担でございます。1番下の債務負担行為につきましては、愛顔の子育て応援事業助成金に対する債務負担でございます。以上14件で期間、限度額はご覧のとおりでございます。次に7ページ第3表地方債をご覧いただきたいと思います。令和2年度におきましては、7件予定をしております。1番上の公共事業等につきましては、3,210万円を予定しており、橋梁の長寿命化修繕事業及び町道久保田大岩橋線道路改良事業に対するものでございます。次の学校教育施設等整備事業の1億4,820万につきましては、麻生と宮内小学校の大規模改修事業と小学校空調設備整備事業に対するものでございます。次の社会福祉施設整備事業の5,270万円につきましては、麻生保育所改築事業に対するものでございます。次の緊急防災・減災事業の2億1,610万円につきましては、防災行政無線更新整備事業に対するものでございます。公共施設等適正管理推進事業の1,970万円につきましては、文化会館雨漏改修事業に対するものでございます。過疎対策事業の7,700万円につきましては、町道仙波道路改良事業と広田地域簡易給水施設改良事業に対するものでございます。最後に臨時財政対策債につきましては、2億3千万円でございます。一般会計につきましては以上でございます。それでは続きまして、特別会計の説明をさせていただきます。お手元に令和2年度砥部町国民健康保険事業特別会計予算書をお願いいたします。議案第14号、令和2年度砥部町国民健康保険事業特別会計予算。令和2年度砥部町の国民健康保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。第1条第1項、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ事業勘定25億8,040万8千円、直営施設勘定5,683万1千円と定める。第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算による。第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、事業勘定3億円、直営施設勘定2千万円と定める。第3条、地方自治法第220条第2項、ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。第1

号、保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における、同一款内でのこれらの経費の各項間の流用。令和2年2月20日提出、砥部町長佐川秀紀。国民健康保険事業特別会計につきましては、事業勘定におきまして、医療給付費が増加傾向となっております。施設勘定のほうにつきましては、医薬品衛生材料費の減少等により対前年度で280万5千円減少となっております。それでは続きまして、後期高齢者医療特別会計予算書をご用意ください。1ページをお願いいたします。議案第15号、令和2年度砥部町後期高齢者医療特別会計予算。令和2年度砥部町の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。第1条第1項、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ3億888万9千円と定める。第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算による。令和2年2月20日提出、砥部町長佐川秀紀。後期高齢者医療特別会計につきましては、広域連合納付金の増加によりまして、対前年度で4,491万円の増加となっております。それでは続きまして、介護保険事業特別会計予算書をお願いいたします。1ページをお願いいたします。議案第16号、令和2年度砥部町介護保険事業特別会計。令和2年度砥部町の介護保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。第1条第1項、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ保険事業勘定22億3,838万円、介護サービス事業勘定5,003万7千円と定める。第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算による。第2条、地方自治法第214条の規定により、債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、第2表債務負担行為による。第3条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入金の最高額は、保険事業勘定2億円、介護サービス事業勘定200万円と定める。第4条、地方自治法第220条第2項、ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。第1号で、保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。令和2年2月20日提出、砥部町長佐川秀紀。介護保険事業特別会計につきましては、保険事業勘定におきまして、保険給付費及び地域支援事業費の減額により、対前年度601万9千円の減少となっております。サービス勘定のほうにつきましては、対前年度で14万4千円の減少となっております。予算書の6ページをお願いいたします。第2表、債務負担行為でございます。こちらにつきましては、訪問調査公用車借上料に対する債務負担、公用車4台分となっております。期間につきましては、令和3年度から令和7年度、限度額は484万円となっております。以上で介護保険事業特別会計予算書の説明を終わります。続きまして、とべの館特別会計予算書をお願いいたします。1ページをお願いいたします。議案第17号、令和2年度砥部町とべの館特別会計予算。令和2年度砥部町のとべの館特別会計の予算は、次に定めるところによる。第1条第1項、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ3,869万3千円と定める。第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算による。令和2年2月20日提出、砥部町長佐川秀紀。とべの館特別会計におきましては、令和元年度に税率改正のために行ったPOS販売管理システムの改修費減額等により、対前年度68万3千円の減少となっております。それでは続きまして、とべ温泉

特別会計予算書をお願いいたします。1 ページをお願いいたします。議案第 18 号、令和 2 年度砥部町とべ温泉特別会計予算。令和 2 年度砥部町のとべ温泉特別会計の予算は、次に定めるところによる。第 1 条第 1 項、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ 4,996 万円と定める。第 2 項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第 1 表歳入歳出予算による。令和 2 年 2 月 20 日提出、砥部町長佐川秀紀。とべ温泉特別会計におきましては、対前年度で 18 万 9 千円の減少となっております。それでは続きまして、農業集落排水特別会計予算書をお願いいたします。1 ページをお願いいたします。議案第 19 号、令和 2 年度砥部町農業集落排水特別会計予算。令和 2 年度砥部町の農業集落排水特別会計の予算は次に定めるところによる。第 1 条第 1 項、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ 2,901 万 5 千円と定める。第 2 項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第 1 表歳入歳出予算による。第 2 条、地方自治法第 214 条の規定により、債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、第 2 表債務負担行為による。第 3 条、地方自治法第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、第 3 表地方債による。令和 2 年 2 月 20 日提出、砥部町長佐川秀紀。農業集落排水特別会計におきましては、新たに農業集落排水事業に、地方公営企業法を適用するにあたり、必要となる資産調査等の費用が計上されています。そのため、対前年度で 135 万 3 千円増加となっております。それでは予算書の 4 ページをお願いいたします。第 2 表債務負担行為でございます。3 件の債務負担行為を設定することとしております。まず 1 件目ですが、こちらは農業集落排水の処理施設 2 施設ございますけれども、そちらの維持管理業務に対する債務負担となっております。その下 2 件につきましては、公営企業法適用に係る移行事務支援業務、それから資産調査、資産台帳の作成業務に対する債務負担となっております。その下第 3 表地方債でございますが、地方公営企業法適用事業ということで、この地方公営事業法を適用するにあたり、起債の適用が受けられるため 160 万円の限度額を設定させていただいております。起債の方法、利率、償還の方法につきましては、一般会計と同様となっております。それでは続きまして、最後に浄化槽特別会計予算のほうをお願いいたします。1 ページをお願いいたします。議案第 20 号、令和 2 年度砥部町浄化槽特別会計予算。令和 2 年度砥部町の浄化槽特別会計の予算は次に定めるところによる。第 1 条第 1 項、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ 8,591 万 5 千円と定める。第 2 項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第 1 表歳入歳出予算による。第 2 条、地方自治法第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、第 2 表債務負担行為による。令和 2 年 2 月 20 日提出、砥部町長佐川秀紀。浄化槽特別会計につきましては、先ほどご説明をいたしました農業集落排水事業と同様に、地方公営企業法を適用するにあたり、必要となる資産調査等の費用を計上しておりますけれども、人件費の減少により、全体では対前年度 559 万 8 千円の減少となっております。予算書の 4 ページをお願いいたします。第 2 表債務負担行為でございます。こちらにつきましては、公営企業法適用に係る移行事務支援業務委託、それから固定資産調査及び資産台帳作成業務委託に対する債務負担となっております。

いずれも令和3年度として、限度額はご覧のとおりとなっております。以上で説明を終わります。

○議長（政岡洋三郎） 藤田上下水道課長。

○上下水道課長（藤田泰宏） それでは引き続きまして、議案第21号、22号につきましてご説明申し上げます。はじめに議案第21号、令和2年度砥部町公共下水道事業会計予算についてご説明申し上げます。公共下水道事業会計予算書の1ページをお開きください。第1条、令和2年度砥部町公共下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。第2条、業務の予定量は次のとおりとし、記載のとおりでございます。次に第3条、収益的収入及び支出の予定額は次のとおりと定める。収入は第1款、下水道事業収益、合計3億3,223万8千円、支出は第1款、下水道事業費用、合計3億1,557万4千円でございます。続いて第4条、資本的収入及び支出の予定額は次のとおりと定める。資本的収入額が資本的支出額に対し、不足する額1億4,925万9千円は、当年度消費税及び地方消費税、資本的収支調整額2,237万8千円と、過年度分損益勘定留保資金1億2,688万1千円で補てんするものいたします。収入は第1款、下水道資本的収入、合計額3億6,014万円、支出は第1款、下水道資本的支出、合計額5億939万9千円でございます。2ページをお願いいたします。第5条、企業債でございますが、起債の目的は公共下水道整備事業、限度額は1億6,630万円で、起債の方法、利率、償還の方法は、一般会計と同様でございます。第6条、一時借入金の限度額は5億円と定めています。第7条、予定支出の各項の経費の金額の流用について定めています。第8条、議会の議決を経なければ流用できない経費は、職員給与費で4,725万2千円としています。第9条、他会計からの補助金で下水道事業助成のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は1億2,600万円と定めています。令和2年2月20日提出、砥部町長佐川秀紀。以上で議案第21号の説明を終わります。続きまして、議案第22号、令和2年度砥部町水道事業会計予算につきましてご説明申し上げます。水道事業会計予算の1ページをお開きください。第1条、令和2年度砥部町水道事業会計の予算は次に定めるところによる。第2条、業務の予定量は次のとおりとし、記載のとおりでございます。次に第3条、収益的収入及び支出の予定額は次のとおりと定める。収入は第1款、水道事業収益、合計額3億4,830万8千円、支出は第1款、水道事業費用、合計額3億3,350万8千円でございます。続いて第4条、資本的収入及び支出の予定額は次のとおりと定める。資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億3,281万2千円は、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額2,006万6千円と、過年度分損益勘定留保資金1億1,274万6千円で補てんするものいたします。収入は第1款、水道資本的収入、合計額1億8,760万円、支出は第1款、水道資本的支出、合計額3億2,041万2千円でございます。2ページをお願いいたします。第5条、債務負担行為でございますが、債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額を定めています。内容につきましては、令和2年度から3年度にかけて水道事業経営計画を策定することにしており、業務費の令和3年度における費用を691万4千円と定めています。第6条、企業債ですが、起債の目的は第6配水池築造成工事などの水道施設改築更新事業で、

限度額は1億8,580万円とし、記載の方法、利率、償還の方法は一般会計と同様でございます。第7条、一時借入金の限度額は2億円と定めています。第8条、予定支出の各項の経費の金額の流用について定めています。第9条、議会の議決を経なければ流用できない経費は、職員給与費で3,978万6千円としています。第10条、たな卸資産購入限度額は1千万円と定めています。令和2年2月20日提出、砥部町長佐川秀紀。以上ですべての説明を終わります。ご審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（政岡洋三郎） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。16番三谷喜好君。

○16番（三谷喜好） 一般会計も大変能率的に説明していただき、ありがとうございました。ただお尋ねする、本来はね、決算期にお尋ねするのが本当なんですが、当初予算における固定経費と経常経費はいくらぐらいになっとるか。まあ、すぐお答えができなかったら、今度あのときでいいですからお答えをいただいたらと思います。

○議長（政岡洋三郎） 伊達企画財政課長。

○企画財政課長（伊達定真） 三谷議員さんのご質問にお答えします。今すぐちょっと資料を持ち合わせておりませんので、また後ほどご回答のほうはさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（政岡洋三郎） よろしいですか。質疑を終わります。

お諮りします。議案第13号から議案第22号までの令和2年度当初予算10件については、16人の委員で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（政岡洋三郎） 異議なしと認めます。

よって議案第13号から議案第22号までの、令和2年度当初予算10件については、16人の委員で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

お諮りします。ただいま設置しました予算特別委員会の委員の選任については、委員会条例第8条第4項の規定により、お手元に配付の名簿のとおり指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（政岡洋三郎） 異議なしと認めます。

よって予算特別委員会の委員は、お手元に配付の名簿のとおり、選任することに決定しました。

ここでしばらく休憩します。休憩時間を利用して、予算特別委員会を開催し、正副委員長の互選を行ってください。

午後3時36分 休憩

午後3時37分 再開

○議長（政岡洋三郎） 再開します。予算特別委員会正副委員長の互選結果が、議長の手元にまいりましたのでご報告します。予算特別委員会委員長に井上洋一君が、副委員長に面岡利昌君が互選されました。ご協力のほど、よろしくお願いします。各常任委員会及び予算特別委員会に付託しました議案の審査報告については、3月11日の本会議でお願いします。

~~~~~

日程第28 令和元年請願第2号 日米F T A交渉は中止し、日米貿易協定の国会承認は行わないことを求める請願

（産業建設常任委員長報告、質疑、討論、採決）

○議長（政岡洋三郎） 日程第28、令和元年請願第2号、日米F T A交渉は中止し、日米貿易協定の国会承認は行わないことを求める請願を議題とします。委員長の報告を求めます。森永産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（森永茂男） 令和元年第4回定例会において、産業建設常任委員会に付託され、継続審査となっていました、令和元年請願第2号、日米F T A交渉は中止し、日米貿易協定の国会承認は行わないことを求める請願について、1月17日に委員会を開催し、審査を行いましたので、その結果をご報告申し上げます。請願事項は、日米F T A交渉は中止し、日米貿易協定の承認は行わないことを実現するため、政府及び関係機関に意見書を提出することです。協議において、日米貿易協定は、すでに締結されているが、今後、貿易交渉の対象範囲がさらに拡大され、農産品はもとより、国外の大企業にとって有利な交渉がなされ、日本産業に様々な弊害をもたらすと考えられることから、これ以上の交渉は中止すべきであるとの意見や、既に国会で決定し、締結されており、貿易交渉の対象範囲拡大は今後のことであり、交渉をすぐに中止する必要はないとの意見があり、採決の結果、令和元年請願第2号は、不採択とすべきものと決定しましたので、ここにご報告申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長（政岡洋三郎） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。  
[「質疑なし」の声あり]

○議長（政岡洋三郎） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありますか。

まず、委員長の報告に反対の発言を許します。6番佐々木隆雄君。

○6番（佐々木隆雄） 旧の委員会の皆さんには、慎重審議をしていただきまして、誠にありがとうございます。また新しく委員長に就任された森永委員長、現場には直接おられなかったんですけども、適切なまとめをしていただいたものと私は思いました。しかし、この請願について、私は委員会の不採択について反対という立場で討論をしたいと思います。日米

貿易協定は、T P P 11、日欧 E P A に続いて 14 品目を含め、農産物の関税の大幅な引き下げ、撤廃を行い、国内農業に深刻な打撃を及ぼすものです。このまま自由化が進めば、日本政府が 2010 年に試算した関税が全面的に撤廃された場合に、食料自給率は 14% に落ち込み、米の生産は 90% 減る、牛肉、豚肉は 70% 減るといった事態が現実になりかねません。金額的なことにもなりますが、乳製品なども含め、国内生産額は最大で 1,100 億円。これを T P P 11 と合わせれば、最大で 2,000 億円も減少するということが、この政府の試算でも出されています。また、先ほどの報告にもありましたように、日米デジタル貿易協定、これについては、世界で事業を展開する米国の I T 産業の要求に応じて、国境を超えた自由な流通の障壁を取り払って、その利益を保護するためのルール作りです。世界でデジタルプラットフォーマー規制の強化をどう進めるのかといった議論が高まっている中、アメリカ I T 産業の求めるルール作りを優先することは、世界の流れに逆行しております。このデジタル貿易のルールでは、国や地域により、考え方に相当違いがあります。アメリカは当然 G A F A、これはあの、4 つの巨大企業なんですけども、グーグル、アップル、フェイスブック、もう一つ A というのは何でしたかな、アマゾン、はい、すいません。などを巨大プラットフォーマーを抱えていることもあり、デジタル貿易の自由化には積極的です。中国は、国が中心となりデータを収集、管理し、デジタル経済で競争力の源泉となるデータを抱え込もうとしております。欧州は、プライバシーや個人情報に関する関心が高く、特に個人データの保護を重視しております。日本国内で個人情報や消費者の保護などのために、何らかの新たな規制を採用した場合に、取り得る措置の内容が規制を受けるというそういう恐れもあります。残念ながら、この請願の提出後の臨時国会で、日米貿易協定は批准をされました。経済主権、食料主権を尊重した互惠平等の対外経済関係の発展をみなすべきとの考えから、両協定に反対をし、今からでも関係機関へ砥部町議会から意見書を提出したいという思いを込めて、請願不採択に反対をいたします。

○議長（政岡洋三郎） 次に、委員長の報告に賛成者の発言を許します。9 番大平弘子君。

○9 番（大平弘子） 9 番、大平弘子でございます。それでは、令和元年請願第 2 号、日米 F T A 交渉は中止し、日米貿易協定の国会承認は行わないことを求める請願につきまして、不採択とする委員長報告に賛成、原案に反対の立場で討論をいたします。日米貿易協定、すでに国会で承認されていることであり、貿易交渉の対象についても今後のことであり、交渉を中止する必要はないと思います。以上により、令和元年請願第 2 号につきまして、同意することは難しく、不採択とする委員長報告に賛成、原案に反対するものです。以上でございます。

○議長（政岡洋三郎） 他に討論はありませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

○議長（政岡洋三郎） 討論を終わります。

採決を行います。令和元年請願第 2 号に対する委員長の報告は不採択です。令和元年請願第 2 号を採択することに賛成の方は、ご起立願います。

[起立少数]

○議長（政岡洋三郎） 起立少数です。ご着席ください。

よって令和元年請願第2号は、不採択とすることに決定しました。

以上で、本日の議事日程はすべて終了しました。本日はこれで散会します。

午後3時48分 散会



## 令和 2 年第 1 回砥部町議会定例会（第 2 日）会議録

|                                      |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |                          |  |  |
|--------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------|--|--|
| 招 集 年 月 日                            | 令和2年2月25日                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |                          |  |  |
| 招 集 場 所                              | 砥部町議会議事堂                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |                          |  |  |
| 開 会                                  | 令和2年2月25日 午前9時30分 議長宣告                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |                          |  |  |
| 出 席 議 員                              | 1 番 柿本 正                      2 番 佐々木公博                      3 番 原田公夫<br>4 番 東 勝一                      5 番 菊池伸二                      6 番 佐々木隆雄<br>7 番 森永茂男                      8 番 松崎浩司                      9 番 大平弘子<br>10 番 面岡利昌                      11 番 政岡洋三郎                      12 番 山口元之<br>13 番 井上洋一                      14 番 中島博志                      15 番 平岡文男<br>16 番 三谷喜好                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |                          |  |  |
| 欠 席 議 員                              |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |                          |  |  |
| 地方自治法第121条第1項の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名 | 町 長                      佐川秀紀                      副町長                      上田文雄<br>教育長                      大江章吾                      総務課長                      相原清志<br>企画財政課長                      伊達定真                      地域振興課長                      岡田洋志<br>戸籍税務課長                      富岡 修                      保険健康課長                      池田晃一<br>介護福祉課長                      松下寛志                      子育て支援課長                      田邊敏之<br>建設課長                      門田 作                      農林課長                      大内 均<br>生活環境課長                      田中克典                      上下水道課長                      藤田泰宏<br>会計管理者                      門田 巧                      広田支所長                      高橋 桂<br>学校教育課長                      門田敬三                      社会教育課長                      町田忠彦 |                          |  |  |
| 本会議に職務のため出席した者の職氏名                   |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        | 議会事務局長 前田正則<br>局長補佐 楠 耕一 |  |  |
| 傍 聴 者                                | 5人                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |                          |  |  |

令和2年第1回砥部町議会定例会議事日程 第2日

・開 議

日程第1 一般質問

・散 会

令和2年第1回砥部町議会定例会

令和2年2月25日（火）

午前9時30分開議

○議長（政岡洋三郎） ただいまから、本日の会議を開きます。

日程に入る前に2月20日の本会議において、保留になっておりました、三谷議員からの質問について企画財政課長から答弁があります。伊達企画財政課長。

○企画財政課長（伊達定真） 先般、三谷議員さんのほうからいただいております、ご質問に対するお答えをさせていただきたいと思っております。令和2年度、一般会計予算におけます、固定経費と経常経費の割合はどのようになっているかのご質問でございますが、まず、予算における固定経費の考え方といたしましては、人件費、扶助費及び交際費の義務的経費に加えまして、過年度におきまして設定した継続費及び債務負担に係る費用とさせていただきしました。これら以外の投資的経費を含むすべての経費を経常経費としております。その考え方によります予算額における固定経費と経常経費の比率につきましては、固定経費が50.6%、経常経費が49.4%となります。以上で答弁とさせていただきます。

~~~~~

日程第1 一般質問

○議長（政岡洋三郎） 日程第1、一般質問を行います。質問は一問一答とし、質疑時間は35分以内に制限しておりますので、要点を簡潔に、要領よくまとめて、質問されるよう、議員各位のご協力をお願いします。また、理事者におかれましては、議員の質問に対する確認等がございましたら、先にその旨を告げ、議長の許可を受けてから発言してください。それでは、質問を許します。16番三谷喜好君。

○16番（三谷喜好） 1番引くということは、なかなか今までもございませんし、大変緊張しております。これにちなんで、私は昭和46年に初めて議員になったときのバッジを今日はつけてきて、まあ、これはいつも思うんですが、最後の議会になるんじゃないかと、そんな気持ちでここに上がらせていただいております。どうか、最初は露払いでございますので、後になるほど内容の良い質問が出てくると思います。お付き合いを願いたいと思うのでございます。今私どもを取り巻く環境、世界的にはアメリカの大統領選挙に加え、EUの脱退した英国の問題、そして中国においては、今流行っておりますウイルスの問題、これは中国では公衆衛生事件と取り上げておりますけれども、1月の20日には実は中国で200人やったんですね。と、発表したんです。しかし実際は6,000人やったんですね。だからそういう数字の違いの中で、これはなかなか止まらないんじゃないかということが言われております。また、県内においては1月に伊方原発が重大なトラブルを発生いたしました。我々県民は、非常に心配しているところでございます。今、私どもを取り巻く環境の中で、原発の問題とそうして今ウイルスの問題、これが目に見えないところで起こっておるわけでござい

す。また、23日には、あの船に乗っていた方が7名いらっしゃるというふうに県に連絡があったそうでございます。これはちょっと連絡が遅いんじゃないかと思っておりますし、今、水際作戦と言っておりますけど、一般論として、これは失敗だったという意見が多いようでございます。また、国内的においてもいろんな影響が出ております。円安、ドル高、これは経済に大きな問題が生じてくると思います。さて、そういう中で我が砥部町における議会、あるいは取り巻く問題について簡単に申し述べ、皆様のご理解をいただきたいと思いますのでございます。令和2年度の施政方針に関連する課題について町長にお尋ねをいたします。まず1つ、職員の研修にはいろいろあると思いますが、パワハラ、セクハラに対する研修はどのような方法で実行されているか。職員に対する誹謗、中傷、風評流布による人権侵害を職員が受けた時の対応はどのように考えていらっしゃるか、お答えをいただきたいと思います。2点目、障害者計画の中で、新規の事業を計画されている事は大変良いと思いますが、過去に砥部町で身体障害者福祉協議会の活動が停止し、去年は若干の活動の再開の動きはあったが、この会の育成をどのように考えているかお尋ねいたします。3番、近年全国的な災害の状況を見ると、想定外の事故が発生しております。日常生活に大変な影響を及ぼしている事は御案内のとおりでございます。町内においても大南町民広場の電柱の間に樹木があり、折れた場合は歩道に落下し危険であるが、誰が管理しているのかお尋ねします。この3点目については、一般質問の申し込みが13日でございます、14日から工事に入っておりますので、まあこの点はもうすでに実行されておるということで、理解しております。以上について町長にお尋ねをいたしたいと思います。どうぞよろしくお願いをいたします。

○議長（政岡洋三郎） 佐川町長。

○町長（佐川秀紀） 三谷議員のご質問にお答えします。はじめに、パワハラ、セクハラに対する職員の研修に関するご質問ですが、町村会や県主催の階級別の公民倫理研修をはじめ、町主催によるメンタルヘルス研修や、職員人権学習会を実施しております。また、これらに加え、人事担当職員につきましては、県主催による専門的な研修を受講させております。ハラスメントの防止におきましては、最も重要なことは職員一人一人がハラスメントや人権問題を十分に理解し、そして良好な職場環境を全職員で確保していくことだと考えております。仮に、三谷議員のご質問のように、職員が人権侵害を受けるようになったことがあった場合には、当事者への聞き取り調査など、慎重に事実関係を把握するとともに、昨年2月に設置いたしました、ハラスメント対策委員会におきましても、十分な検討を行い、内容によりましては、顧問弁護士に相談するなど適切に対応をしてまいりたいというふうに考えております。次に砥部町身体障害者福祉協議会の育成についてのご質問ですが、三谷議員ご承知のとおり、この協議会は平成22年に解散をいたしました。昨年5月に関係者数名によりまして、会員自ら進んで、身体障がい克服し、明るく前向きで健全な活動に参加するための教養、知識を得、福祉の増進及び相互の親睦を図ることを目的に、新たな砥部町身体障害者福祉協議会が立ち上げられました。今後の事業展開につきましては、検討中とのことでございますが、今年度はすでに食品販売による売上金で、社会福祉協議会へ福祉用具を寄付されたそう

でございます。現在担当課におきまして、会長さんから今後の活動について相談も受けているようでございますので、必要に応じて助言等を行い、末永く活動できるように支援してまいりたいというふうに考えております。最後に大南町民広場の樹木の管理剪定についてのご質問ですが、広場沿いの樹木につきましては、町の所有地でありますので、町が管理をしております。三谷議員ご指摘のとおり、歩道に枝などが落下する危険性があるため、昨年9月に現地を確認し、10月に剪定作業の発注をいたしました。しかしながら、施工業者のスケジュール等によりまして、現地作業が遅くなり、大変ご心配をおかけいたしておりましたけれども、今月末には完了する予定となっておりますのでよろしくお願いいたします。以上です。

○議長（政岡洋三郎） 16番三谷喜好君。

○16番（三谷喜好） あ、ただいま町長からご答弁をいただきましたセクハラにつきましては、人事院の規則としてはですね、やはり職場において他の者に不快な思いをさせない。さすような性的な行動やあるいは言葉、これを言動を取り上げております。まあ職場において、絶対ないとは言えません。私も何件かは触れております。そして、私自身もこの講習を受けて勉強に行きまして、物言う発言ちゅうのは気をつけんといかまいと。女性にあなた美人ですね言うて、これはもうセクハラらしいですね。自分が美人と思とらへんのに。あんた私をてがったと。それで、例えば職員の課の中で研修に行つて、女の子に無理にビール勧めたりお酒を勧める。これもセクハラ。セクハラの規定でもものすごい厳しいので、これは私も驚きました。はっきり言ってこの研修受けて。ほれで、そこで5点ほどこういう例はどうですかいうて挙げました。私が。全部アウトですよ。それで、ほかの人も出しよりましたけど、今日出た意見は、今後研修の中でこういう例もありましたよと、例を挙げますと。県や名前は挙げませんが挙げますと言われましたんでね。やっぱりこれ、町長、働き方改革でも大事ですけど、やっぱり立派な職員をそういうような扱いをさせないように、早めにキャッチしてあげる。そしてその対応として、いわゆる審議会、弁護士に相談するというのは、いきなり相談するんでしょうかね。お尋ねします。

○議長（政岡洋三郎） 佐川町長。

○町長（佐川秀紀） あ、この問題につきましては、三谷議員さんおっしゃるとおり、なかなかあの、難しい問題でございまして、本人がやはり不快な思いは不快であるというふうなことで、今うちの職場についてもそういうふうな言動はないというふうに思っておりますけれども、十分注意をして、これからも見守っていきたいというふうに思っております。以上です。

○議長（政岡洋三郎） 16番三谷喜好君。

○16番（三谷喜好） 今お尋ねしたんはね、委員会というか、弁護士にそういう問題があったとき、どうするかという質問でございましたんですけど、私が聞いた議員からは、すでに町の、市の倫理委員会の中にいわゆるそういう専門の委員を選択しとるそうです。5名ほど。まあ参考に言うたら大学の先生、弁護士、市民公募で1人、公認会計士、弁護士というふうにやはり5人の会の、その会で審議してもらうようになっておりますが、まあ砥部町

もできればそういう会を、砥部だけでできなければ、伊予市とあるいはその近隣の市町村で、合同でそういう設定してもらうことも可能だと思いますが、要はそういうんを受けたのが、人が、心配なしに相談できるような組織を作ってもらいたい。せっかく今まで町長、たくさんのお金を入れて、育ててきた職員ですから。大事にしてやってください。それをお尋ねします。

○議長（政岡洋三郎） 相原総務課長。

○総務課長（相原清志） 三谷議員さんのご質問にお答えをいたします。砥部町の場合は、大きな自治体というわけではございませんので、今現在の対応の方法といたしましては、まず、職員のほうから相談の窓口というのを設けております。この相談窓口と申しますのが、総務課の担当は人事係になりますが、そここのところで相談を受けます。そしてその場合によりましては職員組合の代表者も一緒になって相談を受けます。相談を受けて、事実関係とか調査をいたしまして、その結果を見て、総務課長が判断いたしましたら、ハラスメント対策委員会というところで話し合いをすることになっておりますが、そのメンバーは総務課長と人事係長と保険健康課長、社会教育課長、それと職員組合の組合の推薦代表者ということにしております。三谷議員さんがおっしゃられました、その外部の方というのはこの中には入っていないわけですが、実際のところ、砥部町も私の記憶ではこういった委員会を開催した事例もありませんし、少なくとも合併して以降はそういうふうな事例はございません。というのが、砥部町の場合でしたら先ほども申し上げました、結構風通しの小さいということもあるんですが、組織の中で風通しの良い環境できておりますし、管理職につきましても、日頃から部下とのコミュニケーションを取るように心掛けておりますので、そういったところの必要性は今の現在ではないとは考えておりますけど、広域的にそういった話が持ち上がりましたら、他市町とも協力してそういうふうな体制のことも考えていきたいと、今後考えていきたいとも思っております。以上でございます。

○議長（政岡洋三郎） 16番三谷喜好君。

○16番（三谷喜好） あの職員間の問題もね、それこそあるんです。ありますが、実は。議員から職員が受けることもあるんですね。わかるんですよ、言いよることが。こんどきはどいうするんですか。ないとは言えません。私やて3回ぐらいは目撃しておりますよ。絶対ないとは言えん。辛抱しとるだけです。例えば、これはこの会の折の例やったんですがね、ある市で新人の議員が言うたのはすぐ道は作ったと。ほしたら古参の議員が言うた俺のは長いけどしたんぞてやったらしいですね、その個人に。課長に。ほしたら、いや、かなりの間があれするのはちょっと市の費用で直せますと、あなたが言うたんはいわゆる国・県の補助もらわんといかんから遅なとんです。それを大きな声でやったらしい。これ、完全なパワハラですね。やっぱりそういうことも含めて私は申し上げとんです。だから町の倫理委員会みたいなものを置いて、これいらなんだら使わんでいいですがおいて、やっぱり受けやすいようにする。また、議会においては議長がじゃね、ハラスメントを議会から無くすべきであることを明確に言うたらこれでできる。難しいことやない。まあ、そういうことを含めて私

どももものをいうのは気を付けてこれから発言しますが、やっぱりこれは怖いことだな本当に。一口一口を気を付けて発言せんと、職員相手に迷惑かけるといふうに感じております。ぜひこれも、そういうふうに関後すぐやるやらんにせよ、安心して職員が砥部町役場に務められるような職員の育成をお願いしておきます。次に、先ほど身体障害者の育成についてお尋ねをいたしました。平成27年ですかね、課長。砥部町障害者協議会の計画が策定されましたね。平成27年3月。あの中にもちゃんとこれ書いてありますね。どう書いてるか、今言うたように、あの、障害者基本条例というものがございましてね。11条の3項では、各市町村で作らなさいと、そして次に11条では何かと、砥部町で作る、自治体で作ったものは、今後こういう計画に基づいてやらなさいというのが88条、そこでは完全にいわゆるこの障がい者に手を差し伸べて、育成してあげなさいと書いております。これ私が書いたんじゃないんですから、町が発行して27年に出したやつですから。でも、町長が言うのには、今後検討して良くして、身体障害者協議会の育成に努めまると、いうお言葉をいただきましたもので、安心して今後この会が十分な育成をされて、身体障害者が本当に砥部に住んでよかったと言えるような会にしたい。なぜこういう会を私が提案したかということ、昨年のひびきの会の総会においてね、やっぱりこれを提案されましたね、これから作ってくれ、無くなってますけどぜひ作ってくださいと。まあそれを受けて私もいろいろ調査して、共鳴したんです。例えば、法で決められたあれによってですね、洗濯と食事のあれはしてくれますよと。まあ介護士が来て仕事してくれます。すみませんがちょっと窓を拭いてくれますかというこれはだめですよ。それが規格外だったらできませんとこういう。じゃあ、そういうのはボランティアの人にまたやってもらうとか、そしてそういう会の中でいろんな悩みを話し合うんですね。やっぱりそれが言葉に言うのが1番その人らの薬なんです。私も足が悪くなって初めてわかりました。10センチの高さと健康な時の1メートルの高さがおんなしですよ。初めてなつてわかるんです。まあそこらを十分に理解して、今後この会の方々がご相談にきたら乗ってあげて、砥部に住んでよかったというような、いわゆる会に育成していただくことを心より要望いたしまして、とりとめのない質問をいたしましたが、ぜひ終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（政岡洋三郎） 16番三谷喜好君の質問を終わります。6番佐々木隆雄君。

○6番（佐々木隆雄） 6番佐々木隆雄でございます。佐川町長、2期4年目の施政方針では、町の将来像として最初に書いてありますが、文化とところがふれあうまち、住み続けたいと思うまちづくり、このように表現をしております。実は私も、この砥部の町会議員に立候補する際に、名刺などにもずっと住み続けたいと思えるまちづくりを、というふうなことを掲げておりました。そして当選以来、議員としてずっとこのことの実現に向けて取り組んでまいりました。町長と同じ気持ちで、文化とところがふれあうまちづくり、これを推進することに努力をしていきたいということをまず表明して、一般質問に移りたいと思います。今回は少し多方面にわたって多く掲げておりますが、先ほど言いましたようにずっと住み続けたいまちづくりについて、私なりの気持ちも込めて以下質問を行います。まず1点目では、

健康・福祉分野での強化に関する以下の項目について町長の所見をお伺いいたします。1点目、子どもの歯の矯正は保険適用ができません。町独自での助成制度ができないでしょうか。2つ目は、何回か質問はしておりますが、18歳までの医療費の無料化ができないでしょうか。3点目、これも前々回出したか、少し質問をさせていただいたんですけども、町独自で補聴器購入の補助制度が導入できないでしょうか。福祉・健康分野では以上3点です。続いて安心・安全の町づくりの推進に関する項目について、町長の所見をお伺いいたします。1点目は、旧サレガランドプラーナ跡地の開発及び、上原町山林の土地購入が今回行われてるというふうなことに關して、町民から不安の声が出ております。それぞれの事業内容や計画、そしてそれに対して、町に対して求められている中身が具体的にはどんなことがあるのか。そしてまた、町民の不安を解消するためにどのようにすべきだとお考えでしょうか。それから2点目は、数年前に水不足を経験いたしましたが、雨水利用について検討をしておくことも必要ではないでしょうか。3点目は、町の事業の入札に關して、近隣の他の町で少しこういう事件があったので、たまたま私も手元にあるインターネットから開いた入札結果が、あれっと思うようなことがありましたので、取り上げてみました。災害復旧工事入札結果表の建設第23号から40号によりますと、落札価格はほとんどが1円単位の入札をしておりますが、落札されてないときには、千円単位の数字で入札されている。何かこう不自然だなというふうに感じました。指名競争、電子入札制度になってからの事象なんでしょうか。このことについて町長はいかが思われますでしょうか。4つ目は、教育環境改善に關する以下の項目について、教育長の所見をお伺いいたします。1点目は、これもすでに何回かはお願いをしたことがあるんですけども、学校給食費の無償化、あるいは補助制度の導入を検討してはどうでしょうか。2点目は、化学物質過敏症に対する取り組みの実態について、どのようなものがされてるのでしょうか。それから3点目、教職員の労働環境を改善しますというふうなことになっておりますが、現行に比べて勤務時間がどれぐらい短縮される見通しでしょうか。以上、大きな項目4点にわたりますが、よろしくお願いいたします。

○議長（政岡洋三郎） 佐川町長。

○町長（佐川秀紀） 佐々木隆雄議員のご質問にお答えします。はじめに、健康・福祉分野での強化についてのご質問ですが、まず1点目の子どもの歯の矯正に対する町独自の助成制度の導入についてですが、特定の疾患が原因による歯の矯正費用につきましては、保険適用となります。保険適用外の歯科矯正につきましては、病気ではございませんので、現在のところ町独自の助成は考えておりませんのでご理解いただければと思います。2点目の18歳までの医療費の無償化についてですが、これまでも幾度か答弁をさせていただいておりますが、病気に対する抵抗力が高い高校生世代につきましては、年間1人あたりの医療費負担額も低いことから、今すぐ着手する考えはございません。3点目の町独自での補聴器購入の補助制度の導入につきましても、現在のところ着手する考えはございません。昨年の第3回定例会での答弁後も、町民の皆様からご相談や要望は寄せられておらず、国や県、近隣市町におきまして、新たな補助制度は実施をされておられないのが現状でございます。今後町民の皆様

からご相談や要望が寄せられるようであれば、適切な時期に検討をしてまいりたいというふうに考えております。次に安心・安全な町づくり推進についてのご質問ですが、まず旧サレランドプラーナ跡地の開発につきましては、県の条例に基づき、民間事業者が工事残土の処分施設を建設するため、愛媛県に許可申請が提出されております。現在、県から町に対し、意見照会がなされてるところでございますが、県の審査を受け、許可基準に適合すると判断された施設に対し、生活環境の保全及び住民生活の安全の確保の見地から、意見が求められているものであり、町が賛否を示す立場にはございません。しかしながら、住民の不安解消のためには、民間事業者が地域住民に対し、十分な説明を尽くし、県指導のもと円満に手続きを進めていただくものだと考えております。次に上原町の山林の購入につきましては、事業主体が購入しておるようでございますが、事業主が購入をしているようでございますが、詳細な目的や計画などは把握をしておりませんし、民々の契約でございますので、行政としてのコメントは控えさせていただきたいと思っております。次に2点目の雨水利用についてのご質問ですが、雨水の有効活用といたしましては、雨水タンクの設置や用途廃止後の浄化槽貯留施設に転換することにより、農業用水や水洗トイレの流水などに利用できるとともに、火災時の防災用水としても、有効に利用している事例がございます。本町におきましても、雨水の利用は水不足時の有効な対策であると十分に認識をしておりますので、今後町有施設等での雨水活用につきましては、調査、研究に取り組んでまいりたいというふうに考えております。次に、町事業の入札は公正かとの質問ですが、町発注工事の入札につきましては、事前に予定価格を示し、設計金額が5千万円を超えない工事につきましては、最低制限価格の設定を行い、入札後に公表しております。また、最低制限価格の設定基準は、町のホームページで公表をしておりますので、入札参加業者は工事費用を積算し、過去の入札状況を勘案して、最低制限価格を下回らないように入札価格を決定しているものと思われます。なお、最近の傾向といたしまして、予定価格の事前公表や最低制限価格基準を公表していることなどにより、最低制限価格に近い価格での競争になっているのが現状でございます。入札は公正かとの質問ですが、本町における入札につきましては、適正に実施をしており、円単位又は千円単位での応札額につきましては、当該入札における業者の考えであり、入札制度との関連はないものと考えております。次に教育環境改善につきましての質問は教育長が答弁をさせていただきます。

○議長（政岡洋三郎） 大江教育長。

○教育長（大江章吾） それでは、佐々木隆雄議員のご質問にお答えをいたします。教育環境改善についてのご質問ですが、まず学校給食費の無償化又は補助制度の導入につきましては、無償化のためには約1億円の費用が必要でございます。これまでもお答えしており、財政負担の観点から困難であると考えておりますので、ご理解をお願いいたします。次に化学物質過敏症に対する取り組みの実態につきましては、現在町内の学校に化学物質過敏症の児童・生徒はおりませんが、学校では毎年、学校環境安全基準に基づく揮発性有機化合物の空気環境測定を実施するとともに、日頃から教室の換気を十分に行い、安全な教室環

境に努めております。今後、化学物質過敏症の児童・生徒が入学する際には、建材や技術家庭科などで使用する塗料、教科書に使用されているインクなどに注意する必要がありますので、主治医や学校医、保護者等と連携し、学校において配慮すべき事項等を確認し、安心して学習が行えるよう適切に対応をしてまいりたいと考えております。最後に教職員の労働環境改善により、現行に比べどの程度勤務時間が短縮されるかについてのご質問ですが、先月文部科学省が、教育職員の業務量の適切な管理等を図るために講ずべき指針を定め、時間外勤務の上限を原則年 360 時間、特別な事情がある場合でも年 720 時間までとすることが示されました。本町はこれまでタイムカードの導入による勤務時間の適正管理、休養日や活動時間の上限を定めた部活動方針の策定、スクール・サポート・スタッフの配置による業務支援等を行い、各学校においても行事や会議の精選、定時退校などを実施してまいりました。これらの取り組みにより、教職員の意識改革は進んでまいりましたが、昨年 11 月に実施いたしました教職員の勤務実態調査、これ 1 週間でございますけれども、につきましては、各校の時間外勤務時間の平均は 1 日 4 時間前後となっており、時間外勤務の短縮には至っていないのが現状でございます。文科省が定める目指すべき指針を基準といたしますと、本町が短縮すべき勤務時間は最低でも年 204 時間、最大でも 600 時間を必要となり、まだまだ大きな開きがあることから、国や県も含め、社会全体での更なる取り組みが求められているところでございます。現状を踏まえ、令和 2 年度の当初予算では、スクール・サポート・スタッフの配置拡充とともに、新たな長時間勤務解消施策といたしまして、統合型校務支援システム導入費用を計上しております。システムの導入によりまして、これまで紙などで管理していました児童・生徒の成績、学籍などの情報を一元管理することで、事務の効率化を図り、作業時間の短縮に繋げるなど、教職員の業務改善に引き続き取り組むとともに、児童、生徒にしっかりと向き合う時間を確保し、充実した教育活動ができる環境を整備してまいりたいと考えております。以上で佐々木隆雄議員のご質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（政岡洋三郎） 6 番佐々木隆雄君。

○6 番（佐々木隆雄） まず 1 点目の所の健康・福祉分野の所で、18 歳までの医療費の無償化については、冒頭も言いましたように、私も、選挙の立候補の時にですね、小学校まで、そして 2 期目は中学校まで、3 期目高校卒業までというふうなことで、だんだんこう、アップをしてまいりました。この、やはり私を支持していただいた皆さんの声に応える意味では、今後とも引き続いて要望はしていきたいなというふうに思っております。子どもの歯の矯正の関係ではですね、歯科医にもちょっと聞いてみたんですけども、受診項目の中に歯列咬合の項目があって、そこに対して例えば再診断だとかいうふうなふうになった場合にはですね、その受診結果を学校に提出せないかんようになってますというふうにも聞いております。なんでこの項目があるのかなというふうに思うんですが、保険健康課長いかがですか。

○議長（政岡洋三郎） 池田保険健康課長。

○保険健康課長（池田晃一） 佐々木議員さんのご質問にお答えをいたします。学校での健康診断の項目について詳細は存じ上げないんですが、子どもの歯の矯正については、答弁の中で申し上げたとおり、それが厚生労働省が認める特定の疾患である場合には、保険適用と

なる治療の対象となります。例えば、その病気の一つとして唇顎口蓋裂というのがあるんですが、鼻の下から唇にかけてぱっくり縦に生まれつき裂けている子どもがいるんですが、それは明らかな病気ですので、その裂けたものを癒着させたうえで、歯並びや噛み合わせの悪いものを歯科矯正する場合には保険適用となります。そういった症状に該当するかどうかというのが肝心ですから、学校の健康診断でもその注意を払っているんだと思います。以上でお答えとします。

○議長（政岡洋三郎） 6番佐々木隆雄君。

○6番（佐々木隆雄） この歯列咬合の項目は、歯並びが悪いと全身に影響を及ぼすために抜くことができないと、検診項目を作成に関わっている日本学校歯科医師会が言っているようです。子どものときの歯並びは、顎の発達や機能にも影響する。早く問題が解決できれば、大人になってから歯を抜くというふうなことにはならないというふうなことで、厚生省は生活習慣病などの重症化予防に力を入れておりますが、この歯並びについても同様のことが言えるというふうな表現もしているようでございます。噛み合わせが悪いことで、当然まあ、それが原因で虫歯や歯周病にもなりやすくなる。そういうふうなことで、高齢になっても、子供のうちに治すことで、健康な歯や体を維持できるんじゃないかというふうなことも言っているようでございます。この費用もですね、私の孫もたまたま治療もしたんですけども、何人か知り合いにも同じようなこともされてる方がいて、人によって相当ばらつきがあるんですが、数十万円の方もおいでるようです。これはあの、たまたま山梨のある主婦が自分の子どもがそういうことで手術しないといけないというふうなことになったんですが、なかなかまあ、お金もないし、どうしようというふうなことで、厚生労働省に直接交渉に行ったそうです。そのときに橋本岳副労働大臣が、学校から要治療と指摘され、しかも受診結果も出なさいというふうなことであるんだけど、保険適用ができんというふうなことは、これは筋が通らんのではないかなというふうなことで、関係団体と調整をしたいというふうなことを答えたというふうなことでございます。町独自でも少しそういう将来的な子どもの健康を考えれば、何かこういう対策をとってもいいんじゃないかなというふうに思いますが、先ほど言いましたように、かなり金額も高額になるし、今の考え方では、いわゆるこれが原因で病気ですというふうなことがない限り適用はされないというふうなことなんですけど、そういう方が全国でたくさんおいでるようなんで、国や県のほうにそういうこう制度を作るような要望をしていただきたいというふうに思います。それから、補聴器の関係で少しお聞きしたいと思います。厚労省は昨年から生活支援促進事業の一環として、障害者ICTサポート総合推進事業を新設しましたが、町長ご存知でしょうか。担当課長いかがですか。ご存知ないですか。それでは合わせてお尋ねしますが、障害者総合福祉推進事業で集団補聴システムの普及実態に関する調査研究というもので、各自治体の施設におけるヒアリングルームの設置状況について、全国の市町村まで含めてアンケート調査をしたというふうに私は聞いておりますが、町のほうにはそういうアンケートはあったでしょうか。

○議長（政岡洋三郎） 松下介護福祉課長。

○介護福祉課長（松下寛志） ただいまの佐々木議員さんのご質問にお答えします。国からアンケート調査があったかどうかというのは、今現状把握をしておりません。

○議長（政岡洋三郎） 6 番佐々木隆雄君。

○6 番（佐々木隆雄） 障害者 I C T サポート総合推進事業というのは、地域において障害者に対する I C T 情報通信技術支援を総合的に実施することにより、障害者の情報アクセシビリティ、利用しやすさの更なる推進を図る事業というようなややこしいことなんです、ここです、県や政令市、中核市が貸し出しをヒアリンググループを整備した場合は、費用の 2 分の 1 を補助するというふうなことになるようなんですが、例えばこういう場です、そういうものをヒアリング用のなんか機械をセットしておくと、補聴器をかけてる人が聞き取りやすくなるというような、なんかそういうふうなものらしいんです。そういうふうなものを設置した場合に、さっき言いましたように補助があるというふうなことで、ちょっと私の勘違いかもしれませんが、伊予市のなんていう建物でしたですかね。あちらが新しくなって椅子のところに、どうもそれじゃないかなというふうな機械があるんですね。そうすると、それがあると補聴器を使っててもかなりクリアな声になるというふうな、まあなんかそんなことのように。それから、アンケートについてはですね、一応そういうふうな、状況、そういうヒアリングができるようなことを、それぞれの施設の中でやってるのかどうかというふうな、どうも質問のようなんですが、課長のほうでこちらのほうへは来てないというふうな、一度ちょっと確認をしておいていただいて、できればそういうグループで活用できるような機械をちょっと作っていただいて、推進をしていただければと思います。前回私がこの質問をしたときにもですね、たまたま本当に補聴器が必要な方からは、ぜひまあそういう制度ができればより助かるんだがなというふうな声もありましたので、今回新たに、国のほうでも少しそういう動きがあるようですので、ぜひとも積極的にこの問題については今後検討をしていただければと思います。2 点目のほうのプラーナの件について、今一度お尋ねしたいと思うんですが、町長のところには具体的には住民の方からの不安の声というのは届いてますでしょうか。

○議長（政岡洋三郎） 佐川町長。

○町長（佐川秀紀） 先日住民の皆様が心配だということで、3 人の方が町へ来られてお話をしたことがございます。

○議長（政岡洋三郎） 6 番佐々木隆雄君。

○6 番（佐々木隆雄） 具体的にはなんか、こんな心配があるんだというふうな話は出なかったでしょうか。出なかったでしょうか。

○議長（政岡洋三郎） 佐川町長。

○町長（佐川秀紀） まああの、先ほど佐々木議員さんがご質問されたような内容に近いというふうに思っております。まあ具体的にはいろんなお話されましたけれども、それを一つずつ括って細かくは、これは言う必要はないかなというふうにも思っております。

○議長（政岡洋三郎） 6 番佐々木隆雄君。

○6 番（佐々木隆雄） 私もある、関連するんで少しまあ、直接町の事業ではないということなんです、県が認可する事業というふうなことで、県のホームページも開いていくつかまあ、見てみたんですけども、現在は愛媛県土砂等の埋め立て等による土壌の汚染及び災害の防止に関する条例の改正の動きが出てるというふうなことで、改正の狙いはずさんな土砂

等の埋め立て事業が県内外で発生していることから、不適正な土壌等の埋め立ての未然防止と早期発見、早期対応による拡大防止を図るための規制を強化するんだというふうなこと等々、いくつかあるんですが、やはりあの、どうしてもですね、私もまあ町民の方からの声だと、県が認可する事業で一応安全が確保されてるというふうなことであるんだろけれども、今言ったようにですね、全国的にそういう問題ができてるんでもう愛媛県でも条例の改正をするような運びになってると。ということは裏返せばやっぱりあるんじゃないかとみないなことがどうしても考えられるんですよね。ですからそういう意味では、やはりまあこれも当然県のほうに対していろんな形で、住民のほうから要望もしていく必要があるんだろと思うんですけども、そういう県のほうの条例の改正がやっぱり準備されてるというふうなことが一つ心配の裏付けになってるのかなと。それから改めて罰則の強化も出てるわけですね。従来は改善命令違反がなかったんですが、新設でですね、2年以下の懲役100万円以下の罰金だとか、土砂管理台帳の作成業務違反50万円以下の罰金、土砂管理台帳の保存義務違反30万円以下の罰金、まあこういうものが新たに新設される。それから、従来からある罰則のところの厳格化では、無許可での特定事業の実施など1年以下の懲役、これが2年以下の懲役になるというような罰則も強化されるというふうなことで、これはこれで必要なことだろうとは思いますが、どうしてもそういうことまでしないといけないということ自体がですね、この事業についてやはり問題があるというふうなことに繋がるのではないかなというふうに思います。そう意味では、町のほうはですね、的確に申し込みがあったものについて、それについてとやかくは言えないと、町のほうからですね、いうふうな町長の答弁もありましたが、これはぜひあの、町民からそういう不安もあるし、もっともっとその、当該事業所にですね、町民との対話を、説明会を開くようなことを町のほうからも少し強力に呼びかけていただきたいというふうに思います。続いて、上原町の山林の売却については、一定進んでいるというふうなことは聞いてるんですが、具体的にはどれぐらいの土地がすでに売られてるのか、担当課のほうではご存知でしょうか。

○議長（政岡洋三郎） 田中生活環境課長。

○生活環境課長（田中克典） 佐々木隆雄議員さんのご質問にお答えいたします。上原町の山林がどの程度買収が進んでるかというようなところでございますけれども、民々の売買でございますので、行政が介入すべきではないというようなところで、こちらのほうではそのすべてについての把握はしておりません。ただ、そういう話は聞いたことはございます。以上でございます。

○議長（政岡洋三郎） 6番佐々木隆雄君。

○6番（佐々木隆雄） 少しまあ、そういう動きが進んでるというふうなことなんですが、ここの今買われてる土地の活用について申請が出てきた場合には、町のほうはなんか関係するような場面というのはあるんでしょうか。

○議長（政岡洋三郎） 佐川町長。

○町長（佐川秀紀） 法律の定めによりまして、1,000平米以上の山林の購入というんについては、届け出義務がございます。それと農地については農地の売買ということで。もし具体的なことは建設課長と農林課長のほうから、今把握しとる範囲で答弁をさせます。

○議長（政岡洋三郎） 大内農林課長。

○農林課長（大内均） ただいまの佐々木議員さんのご質問にお答えをさせていただきたいと思います。農地につきましては、農地の所有権を得るためには、もちろん農地法の許可が必要になっております。この農地法の許可につきましては、砥部町の農業委員会のほうに提出されるわけでございますけども、聞いております上原町の土地につきましては、現在のところ、問い合わせもございませんし、許可申請書も出ておりません。よりまして、今後もしそういうことがあれば農地法に基づく適正な処理をしていきたいと、このように考えております。以上で佐々木議員さんの答弁とさせていただきます。

○議長（政岡洋三郎） 門田建設課長。

○建設課長（門田作） 先ほどの佐々木議員さんのご質問にお答えいたします。国土利用計画法に基づく一定規模以上の土地の売買につきましては、県への届け出を義務付けられており、本町において進達しております。これらによって得られる情報については、県に問い合わせしましたところ非公開として取り扱っておりますので、お答えすることはできません。以上で回答とさせていただきます。

○議長（政岡洋三郎） 6番佐々木隆雄君。

○6番（佐々木隆雄） 上原町の土地については、まだ明らかにならない部分が多いようなんですが、やはり、砥部町内の土地のことですし、すぐこの山林から下には川もありますし、またあの、サレガランドの跡地とはまた違ってですね、より町民にとって重要なことになる可能性もあるようなものですから、ぜひともこれは情報もしっかりと町のほうでも集めていただいて、分かったことは公表もしていただきたいというふうに思います。続きまして、雨水利用の関係なんですけど、現在雨水利用をしてるという施設は、町の施設ではどのようながあるんでしょうか。これはどなた。

○議長（政岡洋三郎） 藤田上下水道課長。

○上下水道課長（藤田泰宏） ただいまの佐々木隆雄議員さんのご質問にお答えします。現在、町で把握してます、町施設の雨水利用の施設というのはございません。今後施設を建設する際には雨水利用も検討していきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。以上で佐々木隆雄議員さんの答弁に代えさせていただきます。

○議長（政岡洋三郎） 6番佐々木隆雄君。

○6番（佐々木隆雄） 福祉センターはらまちや麻生保育所の新築のときには、ぜひこれを入れればよかったんじゃないかなというふうに、個人的に思ったりもしておりますが、今後いろんなところでですね、活用できるように考えていただければと思います。続いて、大きな3番目のところに移りたいと思いますが、町長のほうが答弁で仕組みは大体わかったんですが、私どうしてもちょっと十分にこう、納得できない部分もあって、これもう一度お尋ねしたいと思うんですが、全部でですね、この23号から40号までは全部で18の入札があったんですが10社が参入してるんですね。そのうち、落札の件数でいくと7件が1社、3件が2社、2件が1社、1件が3社というふうな内訳になってるんですね。ほとんど最低制限価格で落札されてるんですが、4回ほどが保留になって、くじになってると。当然あの、それぞれ最低制限価格に合ってるんで、くじ引きになったというふうなことで、これはあの、

結果としてそうなんだろうというふうに思うんですね。そこでどうしても納得いかないのが、一つは辞退という項目と、それからこの最初にも述べてますようにですね、千円単位でそろそろぞろぞろでずっと入札をしてるというふうなことで。でも、例えばこの、7件入札した業者さんの場合には入札7件がすべてあの、1円単位までのほとんど最低価格と同一額で出ると。でも、それ以外に7件入札してるんですが、これは全部千円単位になってると。ずっとそれぞれの第何号、第何号で入札してる所や辞退してる所、それから金額のこう、ばらつきなんか見てると、なんかこう、少しどっかでこう、打ち合わせでもして、なんか順番にね、してるんじゃないかみたいな、ちょっとそんなまあ、気もしないでもないんです。それでですね、それぞれの価格については、各業者さんで元々町の出してる予定価格にそれぞれ基準があって計算していけば、ほとんどその金額になるというふうなことだろうと思うんですけども、あえてその千円単位のまんま出てきてるだとかいうふうなことがあるのがですね、最初から辞退は辞退でいいんだろうとは思いますが、そうになってないし、だからそのへんまあ、それぞれの業者さんの考え方はあるんだろうと思うんですけども、あの、なんかこう、少しこの数値の出方のところが、これは町が問題だということではなくって、業者さんの所でもいろんなやり取りもあるのかなというふうには思うんですけども、まあ少し、わからない部分があるんで質問をいたしました。このへんについて、担当課のほうでは何かあの、業者さんにですね、こういう事態があるよというようなことをお伝えしたりだとかいうふうなことはまあ、あまりされてないんじゃないかと思うんですけども、少しまあ、あの、議会のほうでそういう質問があったというふうなことで、投げかけだけしていただければというふうに思います。あんまりこれ以上突っ込んでこのへんについていうふうなことではございませんので、よろしくお願ひしたいと思います。あと、教育長の関係のほうに移らせていただきます。給食費の関係は、先ほどの伊予市の所と同じようにですね、私もずっとまあ、選挙のたびにですね、言ってたことなんですけども、特にまあ、医療費の無償化についてはさっき言いましたように、だんだんこう、改善されてきて、今度は給食費だなというふうに思ってますので、1億円というふうなことではありますが、一定の補助も含めて検討もしていただければというふうには思います。化学物質過敏症の関係では、現在はそういう対象になる方がいないというふうなことなんです。まあ、これはこれでほっとしてるんですけども、たまたま、他の町の方でこれで本当に大変な目にあってるというふうなことをお聞きして、町のほうではそんなことが今後あり得るということもありますので、少しあの、事前にいろんな調査も含めてやっていただければと思います。これはあの、誰でも対応できるというふうな、どこの医者でも対応できるというふうなことではないようなんですが、専門的にこういうのが対応できる病院というのがあるんですが、池田課長ご存知でしょうか。

○議長（政岡洋三郎） 池田保険健康課長。

○保険健康課長（池田晃一） 佐々木議員さんのご質問にお答えします。現在最新の情報は、四国内で対応できる専門機関というのは、国立病院の高知病院です。愛媛県内には現時点ではございません。

○議長（政岡洋三郎） 6番佐々木隆雄君。

○6番（佐々木隆雄） この化学物質過敏症というのは、特定の化学物質に接し続けたり、

一度に多量の化学物質に接した結果、限界を超えて、その後は微量の接触でも過敏に反応してしまう病気というふうに位置付けられてるそうです。原因となる主な化学物質は、香水、柔軟剤、合成洗剤、殺虫剤、排ガス、たばこ、食品添加物、農薬、塗料、難燃物などがあるそうです。これを見ますとですね、本当の、普通の生活ができないんじゃないかと、外出もできないんじゃないかというふうなことになるようですね。実際私が聞いた人の子どもさんがまさにこれで、もう学校にも行けなくなったというふうなこともあって、都会に住んでたんですけども、たまたま、比較的そういう条件がいい所ということで、お隣の久万高原町のほうに引越しをされてきたそうなんですけども、この方はですね、こういう印刷物を子どもさんが持って帰るんですけども、このインクがもうすでにだめで、受けつけができないというふうなことからしくてですね、まあ最近はいよいよ落ち着いてきたんで、とりあえず帰っては、こうこうこんな感じで親に渡すそうです。親も必要な所だけ見ると、さっとそれを外に出して、専用のボックスに入れて、そこまでしないとたった紙切れ一枚でもそんなことになるというふうなことですね。相当大変な病気になってます。とある所のデータでは、全国で軽い症状も含めると1千万件ぐらいあるのでないかというふうにも言われてるそうです。そんなことで、砥部町にもそういう子どもさんがですね、しかもその化学物質過敏症であの、ある日突然発症するというふうなこともあるようですので、そういうことがあった場合には、対応できるような準備をしていただきたいと思います。学校教育課のほうにちょっとお尋ねするんですが、化学物質過敏症の児童・生徒に対する教科書対応本のことについて、文科省のほうから通達があったんですが、文章は届いてますでしょうか。

○議長（政岡洋三郎） 門田学校教育課長。

○学校教育課長（門田敬三） 佐々木議員さんのご質問にお答えをいたします。アレルギーに限らず、目が不自由な方とか、そういった児童・生徒への対応本等についての通知が来ております。以上で質問の答弁とさせていただきます。

○議長（政岡洋三郎） 6番佐々木隆雄君。

○6番（佐々木隆雄） 私もあの、その文章もちょっと見てみたんですけども、さっき言いましたようにですね、インクをどうするだとかそういう子どもさんがいた場合には、必ずその児童専用の教科書はわざわざ作らないといけないそうですね。それから、なんだったかな、すみません、ちょっと忘れました。ほかにもいくつか具体的にですね、ああそうそう、さっき言いましたが、インクがだめということの場合にはですね、外で干しなさいだとかいうようなことが、かなり細かく指示がされているようですので、まあ今から準備をしておいていただければと思います。ただし、この病気は基本的には、治療薬も治療方法も現在ではないそうです。ですからまあ、そういう懸案を前提にしながら検討をずっとしておいていただければと思います。あと、最後の問題に移ります。教職員の労働環境の関係では、平成30年の12月議会で小学校で11時間25分、中学校で11時間49分、それぞれ先生の労働時間が出され、全国平均よりは若干長いというふうに、当時の教育長から報告がありました。それから昨年の9月議会で、原田議員が質問した際に先ほど述べられたようないろんな対応を取っているというふうな話があったんですけども、大幅な解消には至ってないというふうな答弁があったことも記憶にあります。先ほどの答弁も、いろいろそういうことはやりますと、それか

ら数字もいくつか出されてるんですけども、例えばこの、11 時間 25 分や 11 時間 49 分が、具体的にはどれぐらいになるのかなというのを私はお聞きしたいんですがいかがでしょうか。

○議長（政岡洋三郎） 門田学校教育課長。

○学校教育課長（門田敬三） 佐々木議員さんのご質問にお答えをいたします。勤務実態調査の結果でございますが、麻生小学校におきましては、2 年前と比較いたしまして 1 時間 30 分の増となっております。宮内小学校につきましては、2 年前の比較でございますが、約 5 時間 10 分の減、砥部小学校が前年度との比較でございますが、3 時間 2 分の減、広田小学校につきましては、1 年前の比較でございますが、2 時間 2 分の減、砥部中学校につきましては、2 年前の比較でございますが、約 3 時間の減でございます。以上で答弁とさせていただきます。

○議長（政岡洋三郎） 6 番佐々木隆雄君。

○6 番（佐々木隆雄） 麻生小学校だけというのは、どういう理由があるんでしょうか。

○議長（政岡洋三郎） 門田学校教育課長。

○学校教育課長（門田敬三） 佐々木議員さんのご質問にお答えをいたします。詳しい内容のほうは把握はできておりませんが、例えば学校での不登校の問題であるとか、いじめ問題等の対応等で不測の事態に時間を要する場合もございます。以上で答弁とさせていただきます。

○議長（政岡洋三郎） 6 番佐々木隆雄君。

○6 番（佐々木隆雄） はい、例えばその麻生小学校のタイムカードは使ってるわけですね。そうすると、いったいどの先生が時間が長くなってるとも、まあ当然わかりますよね。そうするとその先生が、今言われたようなことにかなり時間を費やしているのかどうか、そこまでは把握できると思うんですが、その辺は、それはそれを把握したうえでどう具体的に対応されているのかについてはいかがでしょうか。

○議長（政岡洋三郎） 門田学校教育課長。

○学校教育課長（門田敬三） 佐々木議員さんのご質問にお答えをいたします。個別の案件につきましては、現在資料を持ち合わせておりませんので、回答のほうは控えさせていただきます。

○議長（政岡洋三郎） 6 番佐々木隆雄君。

○6 番（佐々木隆雄） はい、あの、具体的には中身を言ってほしいということではなくって、それを把握したうえで教育委員会としてですね、特定の先生にあまりにもこう、負担がかかってるというふうなことであれば、それなりにまた、なんかの対応があるんじゃないかなと思うんですね。先生は一生懸命やってるわけですから、その先生に任せるのではなくって、やはり学校全体で、さらには教育委員会も含めていろいろ応援をするようなことが必要じゃないかと思うんですね。今やっぱり、全国的にいろんな、学校関係で事件が起こったりもしておりますが、ちゃんとこう、組織としてね、対応してるのか、個人レベルで対応なのかで全く違ったことになってこようと思うんですね。だからそのへんについては、もう少しその、なんかこう具体的なね、応援体制だとか支援体制だとかについて、課長はどのようにお考えでしょうか。

○議長（政岡洋三郎） 門田学校教育課長。

○学校教育課長（門田敬三） 佐々木議員さんのご質問にお答えをいたします。学校のほうで、業務等いろいろと困難な業務があつて学校の先生が個別に時間が長くなるといった場合には、校長先生がその先生と面談等をしまして、学校内で支援体制を確立いたしまして、できるだけ先生一人に負担がかからないような形で対応をしているところでございます。今後ともそういった点につきまして、学校のほうに指導をしてまいりたいと思っております。以上で答弁とさせていただきます。

○議長（政岡洋三郎） 6番佐々木隆雄君。

○6番（佐々木隆雄） 私もあの、補導委員会にずっと参加もして、それぞれのあの、担当の先生が毎回のように来て、いろんな報告もされて、本当に大変だなというふうにも思っておりますので、やっぱりいろんな問題が、もちろん起こらないことが前提ではあるんですけど、やっぱ起きた以上はそれに対応していかないといけないというふうなことで、やはり先生方のご負担も大変だろうと思いますので、課長が答えられてましたようにですね、極力皆さんでカバーもして行って、子どもたちを安心して学校に、また日常の生活ができるようにしていただければと思います。ぎりぎり時間が秒単位になっておりますが、これで私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（政岡洋三郎） 6番佐々木隆雄君の質問を終わります。

ここでしばらく休憩をします。再開は11時の予定です。

午前10時44分 休憩

午前11時00分 再開

○議長（政岡洋三郎） 再開します。一般質問を続けます。9番大平弘子君。

○9番（大平弘子） 9番大平弘子です。2つほど質問させていただきます。多胎児家庭の支援について。双子や三つ子といった多胎児を育てる家庭を支援するために、厚生労働省は2020年度から、育児サポーター派遣事業を始めるようです。多胎児家庭は外出が難しいなどの問題を抱えて孤立しがちなことから負担軽減を図るために、国では初めて多胎児家庭に特化した支援を行うようです。厚生省の人口動態統計によると、出生率に占める多胎児の割合は1980年の1.2%から、2018年は2.0%と増えています。そこで町長にお伺いします。砥部町では、多胎児家庭はどのくらいいますか。双子や三つ子の場合、特に新生児期に授乳が1日に数十回に及ぶことがあり負担が大きいと思われそうですが、今後、多胎児家庭の支援策は町としてどのように考えていますか。子どものネット事情について。現在、ユーチューブ及びツイッターなど、SNSを利用している子どもが増えており、それに伴い、子どもたちがSNSを通じて犯罪に巻き込まれる事件が多発しています。本年度の大阪府の小・中学生、高校生約2万人を対象とした調査では、小学6年生のスマホ所持率が初めて過半数になったよ

うで、中学3年生ではスマホ所持率は9割にもなります。中学にもなると、保護者に、みんなが持っているからスマホを持っていないと話についていけない、スマホを持っていないと仲間はずれにあっていじめられると迫り、こういう言葉に保護者は弱いようで、持たせてしまう保護者がほとんどです。そこで教育長にお伺いします。砥部町の小・中学生のスマホの所持率はどのくらいですか。ユーチューブ・ツイッターなどのSNSで、被害にあった小・中学生はどのくらいいますか。お伺いします。

○議長（政岡洋三郎） 佐川町長。

○町長（佐川秀紀） 大平議員のご質問にお答えします。はじめに、多胎児家庭の支援についてのご質問ですが、子育て世代包括支援センターの支援対象とされる、0歳から18歳までの多胎児家庭は41世帯あり、特に育児負担が大きい0歳から1歳までの多胎児家庭は、5世帯でございます。子育て家庭への支援策につきましては、ファミリー・サポート・センター事業による育児のサポートや、町の子育て用品助成事業、県の紙おむつ購入助成事業による経済的な負担軽減策のほか、妊娠期から乳幼児期までの母子に対しまして、保健師や栄養士による面談や、自宅への訪問など対象母子の状況に応じた適切に育児指導を行っております。また、4月に開設する子育て世代包括支援センターが、相談支援や児童虐待などの業務を担っていく中で、多胎児家庭につきましても、支援の一端を担っていくものと考えております。さらには、大平議員のご質問にもありました、育児サポーター派遣事業などを含めて、様々な支援施策について国の動向を注視しながら、多胎児家庭も含めた子育て世代の支援充実を図ってまいりたいと考えております。次に子どものネット事情につきましては、教育長が答弁をさせていただきます。

○議長（政岡洋三郎） 大江教育長。

○教育長（大江章吾） 大平議員のご質問にお答えをいたします。子どものネット事情についてのご質問でございますが、まず、本町の小・中学生のスマートフォンの所持率につきましては、小学4年生から6年生までは31.4%、中学生は58%となっております。また、スマートフォンのほか、ゲーム機やパソコン等の通信機器を含めまして、インターネットが利用できる自分専用の通信機器を持っている割合は、小学生は93%、中学生は94%となっております。利用内訳は、小学生は音楽サイトや動画の視聴が最も多く、次いでオンラインゲーム、調べものとなっております。中学生に進学するとソーシャルメディアの利用やオンラインゲームが増加してるものです。ユーチューブ、ツイッターなどのSNSへの被害状況につきましては、刑事事件や青少年保護条例に関わる被害はございませんが、ネット上の誹謗、中傷、知らない人からのメールや電話、ライン等で仲間外れにされたなど、SNS上のトラブルの割合は小学生で14%、中学生では26%となっており、増加傾向にございます。消費生活相談、受付状況を見ましても、愛媛県全体では減少傾向でございますが、年代別に見ますと20歳未満は増加傾向にございます。トラブルや被害を未然に防ぐため、消費者教育副読本を作成し、小学生にはインターネットのトラブルに注意、中学生には携帯、ネットのトラブルに気を付けようと題しまして、生活相談員による出前事業を実施するほか、保護者に対しまして松山

南警察署による情報モラルに関する講演を実施し、トラブル回避のためSNSの正しい使い方や不適切なサイトやアプリを利用できないようにする、ブロックするフィルタリングの重要性を指導しております。今後も学校、家庭が連携し児童・生徒にスマートフォンなどの使用に関して正しい知識を身に付けさせるとともに、友達同士のコミュニケーションを大切に、携帯電話やスマートフォンに依存しない生活を送るよう指導してまいりたいと考えております。以上で大平議員のご質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（政岡洋三郎） 9番大平弘子君。

○9番（大平弘子） 多胎児についてですが、双子や三つ子の家庭も砥部町ではあんまり無いようです。今後の出産時の母親の年齢が40歳から44歳までは2.5%、45歳以上は6.2%に跳ね上がるそうです。不妊治療の普及が背景にあるとみられます。双子や三つ子の出産が多くなると、母親の負担が大きくなり、支援策が必要です。支援策として実施主体は市区町村で国が費用の半額を補助、厚労省は20年度予算案で産前産後の支援に約240億円を計上しており、その一部を企てるとなっております。砥部町はどのくらいの予算の計上を考えられているのか、町長にお伺いします。この資料は、愛媛新聞2月9日に載っておりました。

○議長（政岡洋三郎） 佐川町長。

○町長（佐川秀紀） ただいまの大平議員さんのご質問にお答えをいたします。先ほども答弁させていただきましたように、多胎児につきましての特化した支援策は、今現在砥部町では行っておりませんが、子育て世代の家庭に対しての支援は、先ほども申しましたように、いろいろとさせていただいております。これからもその、多胎児に対しての支援というのも考えていかなければならないというふうにも十分考えておりますので、そのあたりも今回また、担当のところでも指示をして支援策を検討したい。先ほどのあの、国の予算につきましては、それについて砥部がいくらしとるかという、あの、子育て世代全体にはいろいろと予算計上はしておりませんが、それについての予算については個別的にはなかなか申し上げにくいところがありますのでご理解いただけたらと思います。

○議長（政岡洋三郎） 6番大平弘子君。9番です。失礼しました。

○9番（大平弘子） まだ計上はしていないとのこと、今後のことを考えてまたよろしく願いいたします。ネット事情のことですが、砥部町は被害届はあまり無いようですが、1.4%言われたんですかね。このことについてですね、利用規則がありまして、小学生はツイッターとかユーチューブは利用の規制があつて、13歳以下は認められてないんですよ。アメリカの会社がつておりまして、これ5年ほど前になりますが、小学校でスマートフォンを指導する企画があつたんですが、校長先生のスマートフォンの授業は寝た子を起こすことになるというて中止されたことがあるんですが、こういう小さい13歳未満の子はできるだけ使用を保護者がしないようにしていただきたいと思います。SNS、ツイッターについては、保護者、学校の先生らが十分に気を付けて、子どもの被害を最小限に食い止めていただきたく、お願いしておきます。これで質問を終わります。

○議長（政岡洋三郎） 9番大平弘子君の質問を終わります。5番菊池伸二君。

○5番（菊池伸二） 5番菊池伸二でございます。本日2つの質問をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。まず1、骨髄バンクドナーの登録についてでございます。白血病や悪性リンパ腫、多発性骨髄腫などの血液のがんについては、なかなか治りにくいと言われており、助からない病気ではないかと思われているかもしれませんが、しかし、現在は医療の技術も進歩しており、血液のがんを患ったとしても助かる割合が高くなってきているようです。治療法としても抗がん剤を使った化学療法、放射線治療法、造血幹細胞移植療法が主なもので、病気の種類や患者の症状、年齢、体格、社会的要因などから、より効果的な治療法が選択されます。その中で、造血幹細胞移植については、健康な細胞を提供してくださる方、つまりドナーがいて初めて成り立つ治療でございます。その取りまとめをしているのが日本骨髄バンク、さい帯血バンクです。骨髄バンクのドナー登録者の確保が問題となっており、昨年9月末現在のドナー登録者数は全国で約52万人、年々増加はしていますものの、まだまだ少ないのが現状で、県などでは様々な対策は取られていると思いますが、町長に以下の3問についてお伺いいたします。中予保健所管内の血液がんの患者数、造血幹細胞移植数、ドナー登録数はいかがでしょうか。2番、ドナー登録の啓発普及の現状は。3番、20歳未満の白血病による予防接種の再接種が必要な方への助成は。次2番です。地域の建設・土木の公共工事の平準化についてお伺いいたします。近年、想定を超える大規模な地震や風水害などの自然災害が頻発しています。これらの自然災害に対して、住民の安全を確保し、被害を最小限に食い止めるには、地域の建築・土木業者の協力が必要不可欠です。少子高齢化、人口減少社会において、地域の人材確保が年々難しくなっている中で、建設業界の活発化による担い手確保のためには、公共工事の平準化が必要と考えます。公共工事の平準化により、地元の労働者は年間を通じて安定的に仕事ができ、計画的な休日取得なども可能になり、災害への即応能力も向上し、行政にとっても、発注職員等の事務作業が一時的に集中することを回避すると思われます。そこで、地域を守る建築・土木の担い手を育てる公共工事の平準化について、町長のお考えをお伺いいたします。まず1、幹線道路や橋梁などの長い工期を要する工事だけではなく、生活道路の舗装工事、修復工事などにも債務負担行為を設定し、年度をまたぐ工期で発注することについて。2番、ゼロ町債の活用の現状と今後の方針について。3番、ゆとりあるフレックス工期契約制度や早期契約制度の活用について。4番、やむを得ない理由で工期が遅れ、年度末に間に合わないことを見込まれる場合、早い段階から必要日数を見込んで、繰越手続きを積極的に進めることについて町長にお伺いいたします。以上よろしくお願いいたします。

○議長（政岡洋三郎） 佐川町長。

○町長（佐川秀紀） 菊池議員のご質問にお答えします。はじめに、骨髄バンクドナー登録についてのご質問ですが、まず、血液がん患者数につきましては、中予保健所管内では統計がございませんでしたが、県全体では平成28年の統計で709人でございます。造血幹細胞移植数につきましては、平成26年から平成30年の5年間で、中予保健所管内で6人、ドナー登録者数につきましては、平成31年3月末現在で507人でございます。次にドナー登録の啓

発普及の現状につきましては、本町では毎年10月の骨髄バンク推進月間に合わせ、骨髄等提供希望者の登録を促す記事を町広報誌に掲載をしております。また、庁舎内や保健センターにおきまして、日本骨髄バンク発行のポスターの掲示や、ドナー登録のしおりを設置するなど啓発普及に努めております。次に20歳未満の白血病による予防接種の再接種が必要な方への助成につきましては、予防接種法の特例といたしまして、白血病の治療中のため、法定の予防接種を受けることができなかった方は、症状が消えてから2年間は、定期の予防接種として受けることができます。また、過去の予防接種で得られた免疫力を骨髄移植により失った方の場合、町独自の判断により再接種の助成を行っております。今後も該当する方の事情を鑑み、適切な救済を行ってまいりたいと考えております。また次に地域の建築・土木の公共工事の平準化についてのご質問ですが、まず1点目の生活道路の舗装工事、修復工事などにも債務負担行為を設定し、年度をまたぐ工期で発注することにつきましては、発注時期の平準化に有効な手段であると考えますが、翌年度以降において、義務的経費として歳出予算を拘束することになりますので、運用につきましては慎重でなければならないと考えております。2点目のゼロ町債の活用状況と今後の方針についてでございますが、近年の状況は愛媛国体に向けた環境整備といたしまして、平成28年度、29年度に実施した町道宮内千足線道路改良工事や、平成30年度、31年度に実施した砥部焼伝統産業会館駐車場造成工事がございます。今後の方針につきましては、将来の財政負担を伴うものですので、慎重に検討してまいりますが、前年度設計や小規模工事を含めて早期発注に努めながら、建設業界の現状等についても十分に調査を行ってまいりたいと考えております。3点目のゆとりあるフレッシュ工期契約整備や早期契約制度の活用でございますが、現在砥部町におきましては、これらの制度運用は行っておりません。最近の町内業者の受注状況を見ますと、受注者側に配慮した発注も必要かと感じておりますので、今後前向きに検討してまいりたいというふうに考えております。4点目の早い段階から繰越手続きを積極的に進めることにつきましては、事故繰越は制度上、年度末の手続きになりますが、繰越明許につきましては、3月議会に提案しているのが通例でございます。最近の例では、昨年2月の臨時会におきまして、小学校等のブロック塀改修工事と小学校の空調設備整備工事につきまして、また昨年の12月議会では麻生保育所解体事業につきまして、繰越明許手続きを行っております。年度末までに工事が完成しない可能性が少しでもある場合には、適切な時期に繰越手続きを取るよう指導しておりますので、今後も柔軟に対応してまいりたいと考えております。菊池議員ご指摘のとおり、地域の建設・土木業者につきましては、町民の安全・安心の確保にはなくてはならない存在でございますので、長時間労働や担い手不足など建設業界を取り巻く環境は依然として厳しい状況のようでございますが、業者の育成につきましても適切に対応してまいりたいというふうに考えております。以上で菊池議員の質問の答弁とさせていただきます。

○議長（政岡洋三郎） 5番菊池伸二君。

○5番（菊池伸二） はい、ありがとうございます。骨髄バンクドナーの登録についても、まあ町としてもいろいろとされているということで、まあ安心はしております。ただ、同じ

北川毛の中でやはり、知り合いなんですけれども、20歳の時にやはりこの白血病を患って、骨髄バンクには行ったんですけれども、やはり合うものがないということで、まあ治療はしてたんですけれども、現れた時にはやはりちょっと遅かったということで、亡くなられたという実例もありますし、やはり町民の方のために一生懸命されてるということはよくわかりました。それとですね、一応資料の中にもこのドナーのことについてになるんですけれども、企業団体によっては従業員にドナー休憩を導入している所があると。また、これまで日本骨髄バンクでは確認が取れている民間のドナー休暇制度を導入企業ですか、団体、現在は300を超えているというのも認識しております。まあ、確認ですけども、地方公共団体のこの制度があるとは思いますが、いかがなものでしょうか。それとこの、休暇の取得実績というのは、例えば町としてございますか。町長いかがですか。

○議長（政岡洋三郎） 相原総務課長。

○総務課長（相原清志） 菊池議員さんのご質問にお答えします。骨髄移植に関するですね、職員の休暇というのは、私認識はいたしておりません。以上です。

○議長（政岡洋三郎） 5番菊池伸二君。

○5番（菊池伸二） はい、まあ町にはないということですけども、まあやはり、実際に支援をしている自治体もあるということで、骨髄提供をする際の休業助成制度があるということで、本人や企業に対し、助成金を交付する制度で自治体により内容は異なりますけども、全国約315の市町村では、制度があるようでございます。日額本人が2万円、企業に1万円という内容が多いようでございますけど、検討すべきではないでしょうかということなんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（政岡洋三郎） 佐川町長。

○町長（佐川秀紀） 骨髄ドナー登録につきましては、やはりあの、これは大変必要なことだというふうに十分認識をしております、今こういふことで、助かっていくというふうなことは、大変ありがたいことだというふうに思っておりますので、ドナー登録につきましては、先ほども申し述べましたように、十分これからも啓発をしていきたいというふうに考えております。先ほどの休暇、またあの、それに行く場合の費用につきましては、今すぐここで答えるものではない、まあ答えられないというふうに思っておりますので、そういったいろんな事例を参考にして検討をさせていただきたいというふうに思っております。

○議長（政岡洋三郎） 5番菊池伸二君。

○5番（菊池伸二） はい、ありがとうございました。まあ町としても、こういうことでがんになられる方、今2人に1人ということなので、他人事ではないなと考えております。また、町としてもぜひ、どんどんこういうことも進めていただきたいと思います。2問目の地域建築・土木のことですけども、先ほどお伺いしたらそういう制度もどんどんされてるということで、まあ、安心します。やはり地域の土木というのが、やはり若者が今土木離れをしているんじゃないかということで、先ほどこういうような制度を利用すれば、やはり若者が建築・土木に興味を持ち、以前のような建築業界が成り立つんではないかと思っております。

ます。まあこの件については答弁いりませんので、また町長、ぜひ町のために安心・安全なまちづくりということで、ぜひともよろしく願いいたします。以上です。ありがとうございました。

○議長（政岡洋三郎） 5 番菊池伸二君の質問を終わります。

ここで昼食のため休憩をします。再開は午後 1 時 10 分の予定です。

午前 11 時 26 分 休憩

午後 1 時 10 分 再開

○議長（政岡洋三郎） 再開します。午前中の佐々木隆雄議員の雨水利用施設に関する質問について、藤田上下水道課長から答弁があります。藤田上下水道課長。

○上下水道課長（藤田泰宏） 午前中の佐々木隆雄議員さんの町有施設において、雨水利用を行っている施設はどれくらいあるかとのご質問に対し、町有施設ではございませんと回答いたしました。砥部中学校において雨水利用施設があり、トイレの流水、散水に使用しているとのことで、町有施設での雨水利用施設は、1 施設でございます。訂正させていただきます。

○議長（政岡洋三郎） 続いて菊池伸二議員のドナー登録に係る職員の休暇に関する質問について、相原総務課長から答弁があります。相原総務課長。

○総務課長（相原清志） 午前中、菊池議員さんの骨髓バンクドナーに関する職員の休暇のご質問にいたしまして、私、認識をしていない旨お答えをいたしました。確認いたしましたので、訂正して改めて回答をさせていただきます。職員の特別休暇、まあたくさんございますが、この中の関係規則の規定の中で、骨髓移植や末梢血幹細胞移植のドナー登録の申し出を行ったり、配偶者、父母、子、兄弟姉妹以外に骨髓等を提供する場合、それらに必要な検査や入院などに必要な期間、特別休暇を取ることができることとなっております。なお、今まで職員が取得をした実績はございません。私の認識不足で申し訳ございませんでした。以上です。

○議長（政岡洋三郎） それでは一般質問に移ります。3 番原田公夫君。

○3 番（原田公夫） 3 番原田公夫でございます。今回 2 点質問をさせていただきます。まず、第 1 点目、空き家対策の取り組みはということで、先日愛南町では、税負担増を避けようと空き家を放置するケースがあり、住宅取り壊し後の土地に対する固定資産税上昇分の減免を目的に、町税条例の一部改正を行い、空き家問題解消へ対応をしております。全国でも人口減少で空き家が急増しており、総務省の住宅・土地統計調査、2018 年 10 月時点でございますが、全国の空き家は 848 万 9 千戸で、住宅総数の 13.6%になっているという調査結果が出

ております。放置すれば景観悪化や老朽化による倒壊も懸念され、複数の物件をまとめて再生したり、改修して移住者に貸し出したりするなどしている自治体もあるようです。本町は空き家対策について、どのような取り組みをしているのか、町長にお伺いします。2点目、認知症による事故の賠償対策は、ということで、2025年には認知症の高齢者は約700万人に増えると見込まれております。認知症になっても安心して暮らせる街への壁になるのが、賠償責任が問われるような万一のトラブルや事故のリスクである。本人や家族の不安を軽減するため、自治体が個人賠償責任保険という民間保険を使った事故救済制度を独自に導入し、11月現在少なくとも39市町村が、この保険を活用した補償制度の運用を始めているようです。認知症の人の見守り・早期発見のための、SOSネットワークに登録する認知症高齢者らに限定して対象とする自治体が多いということでございます。本町は認知症の人による事故の賠償について、どのような対策をとっているのか、町長にお伺いいたします。

○議長（政岡洋三郎） 佐川町長。

○町長（佐川秀紀） 原田議員のご質問にお答えします。はじめに、空き家対策の取り組みについてのご質問ですが、平成28年度に空き家の実態調査を実施し、395件の空き家を確認しております。そのうち47件が危険な損傷が認められる空き家であり、その中からさらに道路などに倒壊する恐れがある特定空き家などの調査を職員が行っております。現在までに20件の調査を終え、来年度中には完了する予定でございます。なお、住民から通報があったものは優先的に調査し、所有者への連絡や取り壊し費用の補助の案内を行っております。さらに平成30年4月に、空き家対策を総合的かつ計画的に実施するため、砥部町空き家等対策計画を策定いたしました。計画に基づき、空き家バンクや相談窓口を設け、町内で売買や賃貸を希望する空き家の所有者と、その物件を利用したい方をマッチングする取り組みを行っております。現在までに物件登録が18件、利用者の登録は27件で、成約は5件となっております。そのほかにも、空き家の有効活用を図るため、愛媛県と市、町が連携した住宅改修支援制度を創設し、移住・定住を促進しております。原田議員ご指摘の固定資産税の減免につきましては、地価の高い都会では、税負担軽減のため意図的に老朽化した空き家を放置する事例があるように聞いておりますが、本町におきましては、場所にもよりますけれども、家屋の撤去による固定資産税の減額分と、小規模住宅用地の特例の適用がなくなる土地の固定資産税の増額分には、さほど差はございません。空き家を放置する原因は、固定資産税の問題だけではなく、空き家の撤去に係る費用にも原因があると考えておりますので、固定資産税の減免につきましては、他町村の動向も見極めながら今後慎重に検討してまいりたいと考えております。次に認知症による事故の賠償対策についてのご質問ですが、本町では保険を活用した補償制度の運用は行っておりません。認知症の方々が重大な事故を起こさないようにするためには、認知症の方やその家族を支える地域の見守り体制づくりや、認知症に対する理解を深める取り組みが重要であると考えております。本町におきましては、キャラバン・メイトや認知症サポーターの養成など、地域の人材育成を行っております。また、高齢者と接することの多い民間事業者と協定を結び、何らかの異常を察知した場合には、町営の情報

提供をしてもらう高齢者見守りネットワーク事業も実施をしております。さらに徘徊の恐れのある高齢者を介護する家族には、認知探索ができる小型端末機を貸し出すことで、早期発見に繋がっているほか、認知症あんしん手帳の配布や見守り協力店における見守りステッカーの提示などを促すなど、周知啓発活動も実施をしております。認知症の方が事故や事件に巻き込まれることなく、住み慣れた地域で安心して暮らせるように、今後も見守り事業や人材育成、啓発活動に粘り強く取り組んでまいります。ご質問の個人賠償責任保険を活用した補償制度につきましては、国の関係省庁連絡会議や、近隣市町の動向、また民間保険の開発も進められておりますので、これらの状況を注視しながら適切な時期に判断してまいりたいというふうに考えております。以上で原田議員の質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（政岡洋三郎） 3番原田公夫君。

○3番（原田公夫） ありがとうございます。空き家の実態調査については、28年度に行っており395件ですか、そのうち47件が危険ということで、対策は順次しているということで、またあの、対策計画もすでに策定しておるということで、取り組みを順次していただいているということは、ありがたいことだと思います。総務省の統計局が2019年4月26日に発表した平成30年住宅・土地統計調査によりますと、2018年10月1日時点での日本の総住宅数が6,242万戸、5年前の2013年が6,063万戸ということで5年で179万戸、約3%増加しておるというような調査がございます。また、その中で空き家の数は先ほど言いましたが2018年で846万、2013年の時には820万戸ということでこれも26万戸増加しておると、3.2%増加ということのようでございます。また、都道府県別で見ると、愛媛県は平成25年のときが17.5%空き家率あったわけですが、平成30年では18.1%に増加しておりまして、全国7位の空き家率の高い都道府県という実情があるそうでございます。また、空き家の種類につきましても、25年の調査のときで4種類ございまして、賃貸用住宅、貸したいのに借り手がないが52.4%、売りたいのに買い手がないという売却用住宅が5%、常時住んでいないが使っている二次的住宅が3.8%、その他の住宅ということで用途がなく使われていないか分類不能というのが38.8%というようなことで、この用途がなく使われていないという一戸建て等の増加、空き家住宅が増加しておるというような調査もございます。また、少子高齢化、独居老人の増、世帯の増とかいうのが、今後の空き家予備軍というようなことで、全世帯に占める高齢者65歳以上がいる世帯は、平成7年の時は31.1%、平成17年では39.4、平成27年には41.7とだんだん増えております。この高齢者の単身世帯、高齢者を含む世帯や夫婦のみの世帯の割合は、その中でも平成7年が12.9、平成17年が20.2、平成27年が27.2%と、世帯主の年齢が65歳以上の世帯が、平成27年から25年間で324万世帯増えると推定されている実情がございます。高齢者の単身世帯数は、25年間で271万世帯も増えると予想されており、空き家になりやすい単身世帯が最も多い構成にたどり着くというようなことでございます。また、Uターン率が低いと実家の空き家が増えるというような実情もあるようで、平成28年の人口移動調査、国立社会保障人口問題研究所によりますと、出生県から移動し、調査時点で出生県に戻っているUターン率は、約20%ということで、あまり戻ってないと。

よくある事例で言いますと、子どもが県外へ移動したあと結婚し、戻らない場合とか、その所へ親を呼びよせるとか、親が亡くなるとか、そういったことで実家が空き家になっていく率が高いというようなことが言われております。本町では、先ほど答弁いただきました 395 件、28 年度で空き家があるということで、これがますます増えていくのではないかと思います。そういうことで、老朽化した空き家が多くなると、やはり周辺環境や住民への悪影響が出るとか、空き家があることで犯罪が増加するとか、不法侵入や不法占拠が出てくるとか、または空き家への放火が増加するとか、そういったことが言われております。先ほど空き家対策特別措置法ということで、個人もその空き家対策を考える必要が出てきたというようなことが言われましたが、その空き家の解体とかについて助成があるというのも先ほど答弁いただきましたが、兵庫県神戸市や群馬県の富岡市などでは、空き家の片づけに対する補助金が出るとか、あと国土交通省が定期的に各市町村の最新空き家対策状況を調査しておりますが、2018 年度末時点で 6 割以上の市町村で対策計画が策定されておいて、2019 年度には 7 割になる見込みということで、その対策についても本町はすでに策定しているということで、十分準備ができているというふうに見えるようでございます。空き家対策の取り組み事例ということで、ちょっと私、国土交通省の資料を調べた中で一つ、なかなかこれ、砥部町でもやっていただければと思う事例がございました。それは、兵庫県の宍粟市いうところがございしますが、農地付き空き家ということで、空き家と農地がセットで、これについて空き家バンク等利用してマッチングのしくみをやっておるといようなことで、このことにつきましては、農業委員会さんがやはり、前面に出てこようかとは思いますが、そういったことを含めてマッチングをしていくといようなことがあるようです。本町においては、先ほど言いましたような農地付き空き家について利用促進するとかいようなお考えはないか伺いしたいと思います。

○議長（政岡洋三郎） 佐川町長。

○町長（佐川秀紀） ただいまのご質問でございますけれども、今原田議員さん言われたように、農地については制限があるというふうなことでございますので、個人的には良いことだなというふうにも思っておりますけれども、農地付きでというのにつきましては、誰でもが農地をできるんかという問題もございますので、そういったところは先ほども言いましたように、農地法の関係もありますので、十分担当のところで検討したいというふうに思ってます。

○議長（政岡洋三郎） 大内農林課長。

○農林課長（大内均） ただいまの原田議員さんのご質問にお答えします。農地を取得する場合には、農地の下限面積というのがございます。一般的に農地を取得できる場合はですね、下限面積 50 アール以上ないと農地を取得できないということになってまして、一般の方は農地を取得できません。これにつきましては、今年の 4 月 1 日から下限面積を 30 アールに下げるようにしておりまして、これはホームページ等で公開しております。それと合わせまして、今現在農業委員会で考えておりますのは、空き家を、これはこの検討中なんですけど、空き

家を購入する場合に最低の面積を1アールまで下げたらどうかということを考えております。他市町村では1アールまで下げてですね、家を買うときに農地がついてくるという考え方で、空き家対策をやっておるとこもありますので、砥部町におきましても4月からはですね、1アールを検討していこうかということで、これについてはですね、公告とかで対応するのではなくてですね、個々にその1件1件についてですね、農業委員会で審査をして適当である場合にそういう方向で行ったらいいというふうなことで、現在検討はしておりますのでご報告をさせてもらったらと思います。以上でございます。

○議長（政岡洋三郎） 3番原田公夫君。

○3番（原田公夫） 農地の面積を若干緩くして対策を検討しておるといようなことで、実現すればいいというふうに思いますので、ご尽力願ったらと思います。先日の新聞で、四国中央市がゲームを通じて空き家問題がわかるということで、体験すごろくというのを17日ですか、四国中央市がやっておったようでございますが、そういった啓発活動について、町として何か特別にやっていくような予定はございますか。

○議長（政岡洋三郎） 岡田地域振興課長。

○地域振興課長（岡田洋志） 原田議員さんのご質問にお答えをいたします。空き家につきましては、空き家バンクに登録していただくことが大前提だと思っております。その啓発につきましては、今現在考えてはおりませんが、今後の啓発といたしましては、固定資産税の納税通知を発送する際に、町内で固定資産を所有しておられる方が空き家バンク制度を再認識していただくということで、周知を図っていきたいと考えております。以上で答弁とさせていただきます。

○議長（政岡洋三郎） 3番原田公夫君。

○3番（原田公夫） 先ほど空き家バンクという言葉出ましたが、本町で実際その空き家バンクを利用して、先ほどマッチングが何件かあったようでございますが、それで来られた方は、ずっと町内にいらっしゃるか、もしくは何年か経つといなくなるとか、そのへんの実態についてはどのような状況でしょうか。

○議長（政岡洋三郎） 岡田地域振興課長。

○地域振興課長（岡田洋志） 原田議員さんの質問にお答えいたします。先ほど答弁の中で成約が5件というご報告させていただきましたが、その内訳といたしまして、売買が2件、賃貸が3件の内訳になっております。売買の内訳といたしまして、砥部小校区が1件、麻生小校区が1件、賃貸につきましては、宮内小学校校区が2件、砥部小が1件という内訳になっております。その後の住民異動がございませんので、借り続けている、あるいは売買して住み続けているという状況は把握しておりますが、その後の状況につきましては定住をしていただいておりますとしか理解しておりません。以上で答弁とさせていただきます。

○議長（政岡洋三郎） 3番原田公夫君。

○3番（原田公夫） はい、先ほど取り組み事例ということで、売買と賃貸ということでございましたが、よその例として近いところで周防大島町とかいうのは、役場が10年契約で借

り上げ、改修して移住者に低額で貸しているとかいうような例もあるようでございます。その町の担当者は、お年寄りが亡くなるたびに空き家が増えるというようなことで、大切にされてきた家を何とか活かしたいというふうに職員が感じておるといふようなことではございますが、町が借り上げてそういった移住者に対して、安く低額で貸すとかいうようなことについてはどのようなお考えでしょうか。

○議長（政岡洋三郎） 佐川町長。

○町長（佐川秀紀） まずは砥部町へ住んでみたいというふうなまちづくりをすることが大事ではないかというふうに思っておりますし、今言いましたことにつきましては、まだこれからの十分検討の余地がございますので、また議員の皆様方と相談し、内部でも相談して今後の方向は決めたいというふうに思ってます。

○議長（政岡洋三郎） 3番原田公夫君。

○3番（原田公夫） 空き家について、危険住宅ということで、特定住宅ということで解体とかいうような、まあ以前に広田地区で1箇所、なんか議会の中でお話があったようでございますが、この審議会を開催はどのような、最近開かれておるか開かれてないか、そのあたりについてもし分かれば。

○議長（政岡洋三郎） 門田建設課長。

○建設課長（門田作） 原田議員さんのご質問にお答えいたします。この審議会でございますが、今あの、空き家の47件の詳細調査をしております。この詳細調査が上がってきた段階です、特定危険空き家に認定するかどうか、不明確な場合にですね、審議会を開いてそこで相談して指定するかどうかを決定したいと考えております。今のところ、審議会は開いておりません。以上で答弁とさせていただきます。

○議長（政岡洋三郎） 3番原田公夫君。

○3番（原田公夫） 危険な住宅に対して審議会はまだ開かれてないということで、開かれずにどうにかなるのが1番いいとは思いますが、先ほど町長さん申されておりましたように、住んでもらえるまちづくりということで、そういった方向へ順次実現していけばいいなと思いますので、引き続き空き家対策の取り組みを充実させていただければと思います。次に、認知症による事故の賠償のことにつきまして、先ほど質問させていただきましたが、民間保険による補償制度を導入しておる自治体というのは、結構北海道、東北、あのあたりが多く、近隣では岡山とか福岡とか佐賀、大分とかいうような近いところもございます。そういったところが、その保険料のことではございますが、よく認知症の人による事故、トラブルの公的補償に関心が高まった例として、1人で外出中の認知症の高齢男性が、愛知県のJR東海道線の駅で列車にはねられて死亡したと。それで鉄道会社から家族が約720万円の損害賠償を求められた裁判があったと。それがきっかけで、この、保険の話に関心が集まったというふうに言われております。基本的には保険料につきましては、年間1人千円から2千円台が多いということで、行政が肩代わりし、本人負担を0にしておるとかいうような自治体もあるようでございます。先ほど言いましたように、そのSOSのネットワークに登録しておる

高齢者という方に対して掛けておるようでございますが、本町の認知症の人の人数についての把握はどのような状態でしょうか。

○議長（政岡洋三郎） 松下介護福祉課長。

○介護福祉課長（松下寛志） ただいまの原田議員さんのご質問にお答えをいたします。今、認知症の高齢者数は、平成 31 年 4 月 1 日現在で 775 人でございます。高齢者の数、65 歳以上 6,802 人に対しまして 11.4%という率でございます。また、若年性の認知症の数は 12 人でございます。以上で答弁とさせていただきます。

○議長（政岡洋三郎） 3 番原田公夫君。

○3 番（原田公夫） 平成 31 年 4 月時点で 775 人と、11.4%ということで、結構それなりにいるのかなと思います。この SOS ネットワークにその中で登録をされておる方というのはございますか。

○議長（政岡洋三郎） 松下介護福祉課長。

○介護福祉課長（松下寛志） ただいまの原田議員さんのご質問にお答えをいたします。本町が取り組んでおります、高齢者見守りネットワークというのは、見守る側の企業とかと協定を結んでですね、何か行動がおかしい方がおられたら、砥部町のほうへ連絡してくださいというようなことで協定を結んでおります。また、高齢者見守りネットワーク協力店ということですね、店頭ステッカーを貼っていただいて、そういう認知症と思われる方が来店されたらですね、ちょっと気に掛けてあげてくださいよというような協力店も、協力をいただいておりますが、他県で SOS ネットワークの事業をやっておりますのは、そういう心配のある高齢者の登録をしておいてですね、その方が行方不明になったら先ほど申しましたような協力店へ F A X とかメールを送ってですね、見かけたら連絡をいただくというようなシステムでございます。その、本町のネットワークにはまだそういう高齢者を登録するというような制度にしておきませんので、今現在は 0 でございます。以上で答弁とさせていただきます。

○議長（政岡洋三郎） 3 番原田公夫君。

○3 番（原田公夫） 現在はまだそういった登録までは至ってないということですので、そういった方が年々増えてくるという実態が伺えますので、検討はしていくべきかなと思います。2017 年警察庁の調査によりますと、行方不明者の届け出があった 8 万 4,850 人のうち、認知症が原因と考えられる人は 1 万 5,863 人で、5 年続けて最多を更新しておるというようなことでございます。年間 1 万人を超える認知症を持つ人が行方不明となっており、日本で 1 年間に行方不明者となる人の 2 割弱、18.7%が認知症を持つ人であるというような調査が出ております。そういったことで、本町でも時々、町内、町外の方も対象でしょうが、防災無線で行方不明の人を探す放送が時々流れております。そういった人、まあ見つかる場合もあるようですが、そういった人が現実的には、その認知症の対象者であったかどうかというようなことについては把握はされておりますでしょうか。

○議長（政岡洋三郎） 松下介護福祉課長。

○介護福祉課長（松下寛志） 原田議員さんのご質問にお答えをいたします。年間にそういう行方不明の方が何件出たかということは、今把握はしておりません。その行方不明になった原因が認知症であるかどうかということにつきましても、把握をしておりません。

○議長（政岡洋三郎） 3番原田公夫君。

○3番（原田公夫） やはりこれから人生100年時代ということで、現代平均寿命男の人は81、女の人は87でございますが、認知症につきましては、80代後半で4割、90歳代で6割が発症するというようなことも言われております。今後ますます高齢化が進む中で、こういった人も増えてくるのではないかと思いますので、適切な対応をしてそういった方を安心して暮らせるまちづくりへと進めていただければと思います。以上で一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（政岡洋三郎） 3番原田公夫君の質問を終わります。10番面岡利昌君。

○10番（面岡利昌） 10番面岡でございます。令和元年度もこれが最後の議会になりますので、大変緊張をしております。不手際がありましたらお許してください。それでは2問質問をいたします。1問、待機児童についてお尋ねをいたします。平成27年度から施設は増設されていますが、待機児童は減少をしていません。出生率の下がっていく中でなぜ待機児童が増えるのか。現在県下でも本町は待機児童の多い町になっています。これは真剣に考えなくてはと思いますが、町長の考えをお伺いします。2問目、成人式の開始時刻についてお尋ねをいたします。成人式の開始時刻を午前9時は早すぎるので、1時間程度遅らせてほしいとの声を以前からよく聞きます。特に和服の着付けには時間がかかります。真冬の早朝からの準備は大変であり、私共もまあ冬、時々早く起きるときがありますが、確かに大変でございます。特別な理由がなければ、午前10時開始にすることに対する教育長の御所見をお伺いします。以上です。

○議長（政岡洋三郎） 佐川町長。

○町長（佐川秀紀） 面岡議員のご質問にお答えします。はじめに、待機児童についてのご質問ですが、待機児童の増加の要因といたしましては、共働き世帯の増加とともに、核家族化によって祖父母が親に代わって子育てをすることが難しくなっていることなどが挙げられます。また、急増する保育ニーズに対し、保育士と保育スペースも不足し、入所できない状態が重なり、全国的又は県下におきましても深刻な状況に陥っているのが現状でございます。待機児童対策といたしまして、本町ではこれまで麻生保育所に仮設園舎の増設や、園舎本体の改築、保育所と砥部幼稚園を統合しての認定こども園化、また、私立の愛育幼稚園につきましても、幼保連携型認定こども園化を目途とした建て替えの支援を行ってまいりました。そのほか、幼稚園での預かり保育の実施や保育所、こども園の土曜日午後保育の開始、延長保育の体系付けといった体制の整備なども行ってまいりました。このように地道な努力を重ねておりますが、昨年10月に幼児教育・保育の無償化という大きな制度改革がございました。このことは子育て家庭への負担軽減になることは明らかなではございますが、保育事業の拡大を招く恐れがあり、さらなる待機児童の増加が考えられます。現在は特に、3歳未満児に待

機児童が発生しており、その解消が緊急課題となっているところでございます。町内の保育施設は、どこも飽和状態にあり、今後も増加が見込まれる保育事業に対処するためには、新たな施設の整備が必須となります。そのため、既存施設の改修や民間活力を導入した施設整備の方法を検討するとともに、麻生幼稚園と宮内幼稚園につきまして、今後はどのような用途に変更して運営していくのかなど、早急に検討を始め、方針を固めてまいりたいと考えております。成人式の開始時刻については教育長が答弁をいたします。

○議長（政岡洋三郎） 大江教育長。

○教育長（大江章吾） 面岡議員のご質問にお答えをいたします。成人式の開始時刻についてのご質問でございますけれども、県内、他市町村の状況を調査したところ、10時開始のところが多いようでございます。和服の着付けなど、準備が大変なこともございますので、来年の成人式から10時から始めることで時間調整を行いたいと思います。以上で面岡議員のご質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（政岡洋三郎） 10番面岡利昌君。

○10番（面岡利昌） 児童待機はこれは全国的と言いますか、愛媛県下でもどこにでも多いことではありますけれどもですね、特にこのちょっと資料がございますので、それで見たら、特にやはり、松前、砥部、大洲ですか、そういうふうなところは特に多いんです。松山もまあ多いけれども、まあまあというところで、そういうところにおいてですね、麻生保育所もできました。それでも、時間が経ってないということもありますけれども、なかなか施設だけでは難しいというところじゃないかなと思います。特に、保育士の月給とか賃金にも、そんなにはこれはなかなか基準が難しいんですけど、8千円とか、時給ですね、色々あります。これは前から私がお願いをしておりましたけれどもですね、やはり、自分の子どもは自分で育てるというふうなために、そういう親に援助をしてあげる。まあ例えば日給8千円でそういう、保育士さんとか、補助員の方が来られるんならですね、それをその、1歳か、子どもを持たれている親に給付をしてあげる。そして、それでも私は働きにいかないかん、キャリアで、お医者さんとか特殊な職業とかですね、すごい給料を取られとる人はもうそれは仕方がないし、まれにその、ちょっと子どもは見るのは嫌だというような、動物園にピースがありましたね、親が育てられん。そういう人がおったらそういうことは手助けをしてあげるけれども、自分の子どもは自分で育ててもいいんだけど、共稼ぎで働かなければ、なかなか生活が苦しいというような人には、そういう方法を検討できないものかどうか、町長にお尋ねをいたします。

○議長（政岡洋三郎） 佐川町長。

○町長（佐川秀紀） 面岡議員さんのご質問にお答えいたします。あの、まあ、面岡議員さん独特のご提案、なるほど関心をしておりますけれども、子育てを自分とこでしたい人が、本当はしたいんだけど、働かなければいろんな事情で働きたいということを保育の必要性で今現在見ておりますけれども、そういった家庭で見る人に対して公的にその、費用を出してあげたらどうかという、今の質問だと思うんですけど、まあこのことにつきまして

は、おそらくあまりこう、全国的に事例がなかったんじゃないかというふうに考えてしておりますので、まあ今、砥部町初のこういうことにつきましては、なかなか答えにくいところもございますので、そういう考えもあるということを十分聞かさせていただいたというふうなことで、答弁とさせていただきます。

○議長（政岡洋三郎） 10 番面岡利昌君。

○10 番（面岡利昌） まあ、なかなか法律とかいろんな問題で難しいのであれば、これは難しいんですけど、できるのであればそういうことを検討していただければですね、ただ、子どもを親が見るだけのメリットじゃなしに、建物などを建てましてですね、一旦しましたら、もう今後人口が減少して、まあそれがいらなくなった場合でも、なかなかあとの処分とか、維持管理費もかかりますから、家庭で見ればまあそういう建物もいないということにもなりますので、そこらへんはちょっと両方兼ねて考えていただきますように。それとまあ、今度施政方針演説で 18 ですか、こう、素晴らしい目標を聞かせていただきました。本当どれも素晴らしいことで、ぜひぜひ実現をしていただかなければいけないと思いますけれども、やはりあの、そういう掲げるだけでは、ちょっとやはり困るんですね、一つでも二つでも実現をしていく。そういう気持ちを持っていただいてですね、町長さんはじめ、理事者の皆さんに一つぜひお願いを申し上げまして、大変簡単であります、質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（政岡洋三郎） 10 番面岡利昌君の質問を終わります。以上で、一般質問を終わります。

以上で本日の議事日程はすべて終了しました。本日はこれで散会します。

午後 1 時 55 分 散会

令和 2 年第 1 回砥部町議会定例会（第 3 日）会議録

招 集 年 月 日	令和2年3月11日		
招 集 場 所	砥部町議会議事堂		
開 会	令和2年3月11日 午前9時30分 議長宣告		
出 席 議 員	1 番 柿本 正 2 番 佐々木公博 3 番 原田公夫 4 番 東 勝一 5 番 菊池伸二 6 番 佐々木隆雄 7 番 森永茂男 8 番 松崎浩司 9 番 大平弘子 10 番 面岡利昌 11 番 政岡洋三郎 12 番 山口元之 13 番 井上洋一 14 番 中島博志 15 番 平岡文男 16 番 三谷喜好		
欠 席 議 員	なし		
地方自治法第121条第1項の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名	町 長 佐川秀紀 副町長 上田文雄 教育長 大江章吾 総務課長 相原清志 企画財政課長 伊達定真 地域振興課長 岡田洋志 戸籍税務課長 富岡 修 保険健康課長 池田晃一 介護福祉課長 松下寛志 子育て支援課長 田邊敏之 建設課長 門田 作 農林課長 大内 均 生活環境課長 田中克典 上下水道課長 藤田泰宏 会計管理者 門田 巧 広田支所長 高橋 桂 学校教育課長 門田敬三 社会教育課長 町田忠彦		
本会議に職務のため出席した者の職氏名		議会事務局長 前田正則 局長補佐 楠 耕一	
傍 聴 者	2人		

令和2年第1回砥部町議会定例会議事日程 第3日

・開 議

- 日程第 1 議案第 1 号 砥部町印鑑登録証明事務条例の一部改正について
- 日程第 2 議案第 2 号 砥部町固定資産評価審査委員会条例の一部改正について
- 日程第 3 議案第 3 号 砥部町執行機関の附属機関設置条例の一部改正について
- 日程第 4 議案第 4 号 砥部町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 日程第 5 議案第 5 号 砥部町公民館条例の一部改正について
- 日程第 6 議案第 6 号 砥部町陶芸作業場条例の一部改正について
- 日程第 7 議案第 7 号 砥部町公共下水道事業の設置等に関する条例及び砥部町水道事業の設置に関する条例の一部改正について
- 日程第 8 議案第 8 号 砥部町営住宅管理条例等の一部改正について
- 日程第 9 議案第 9 号 砥部町勤労青少年ホーム条例の廃止について
- 日程第10 議案第10号 令和元年度砥部町一般会計補正予算（第7号）
- 日程第11 議案第11号 令和元年度砥部町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第12 議案第12号 令和元年度砥部町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第13 議案第13号 令和2年度砥部町一般会計予算
- 日程第14 議案第14号 令和2年度砥部町国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第15 議案第15号 令和2年度砥部町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第16 議案第16号 令和2年度砥部町介護保険事業特別会計予算

日程第 17 議案第 17 号 令和 2 年度砥部町とべの館特別会計予算

日程第 18 議案第 18 号 令和 2 年度砥部町とべ温泉特別会計予算

日程第 19 議案第 19 号 令和 2 年度砥部町農業集落排水特別会計予算

日程第 20 議案第 20 号 令和 2 年度砥部町浄化槽特別会計予算

日程第 21 議案第 21 号 令和 2 年度砥部町公共下水道事業会計予算

日程第 22 議案第 22 号 令和 2 年度砥部町水道事業会計予算

日程第 23 請願第 1 号 最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書の採択を求める請願書

日程第 24 諮問第 1 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

日程第 25 議員派遣

追加日程第 1 議案第 23 号 砥部町・広田村新町建設計画の変更について

追加日程第 2 議案第 24 号 砥部町地域審議会条例の一部改正について

・閉 会

令和2年第1回砥部町議会定例会

令和2年3月11日（水）

午前9時30分開議

○議長（政岡洋三郎） ただいまから、本日の会議を開きます。

~~~~~

日程第1 議案第1号 砥部町印鑑登録証明事務条例の一部改正について

（総務常任委員長報告、質疑、討論、採決）

○議長（政岡洋三郎） 日程第1、議案第1号、砥部町印鑑登録証明事務条例の一部改正についてを議題とします。委員長の報告を求めます。西岡総務常任委員長。

○総務常任委員長（西岡利昌） 総務常任委員会に付託されました、議案第1号について、審査の結果をご報告申し上げます。議案第1号、砥部町印鑑登録証明事務条例の一部改正については、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、所要の改正を行うもので、印鑑登録を受けることができない者を成年被後見人から意思能力を有しない者に改めています。また、条文の記載という文言の注釈について、整理を行っています。なお、附則において、この条例は、公布の日から施行するとしています。この内容は適正と認められ、よって、議案第1号は、原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ここにご報告を申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長（政岡洋三郎） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（政岡洋三郎） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありますか。

〔「討論なし」の声あり〕

○議長（政岡洋三郎） 討論なしと認めます。

採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することに賛成の方は、ご起立願います。

〔全員起立〕

○議長（政岡洋三郎） 全員起立です。ご着席ください。

よって議案第1号は、委員長の報告とおり可決されました。

~~~~~

日程第2 議案第2号 砥部町固定資産評価審査委員会条例の一部改正について

（総務常任委員長報告、質疑、討論、採決）

○議長（政岡洋三郎） 日程第2、議案第2号、砥部町固定資産評価審査委員会条例の一部

改正についてを議題とします。委員長の報告を求めます。面岡総務常任委員長。

○総務常任委員長（面岡利昌） 総務常任委員会に付託されました、議案第2号について、審査の結果をご報告申し上げます。議案第2号、砥部町固定資産評価審査委員会条例の一部改正については、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の題名等が改正されたことに伴い、本条例で引用している条文を改めるため、所要の改正を行うものです。なお、附則において、この条例は、公布の日から施行することとしています。この改正内容は適正と認められ、よって、議案第2号は、原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ここにご報告を申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長（政岡洋三郎） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。
[「質疑なし」の声あり]

○議長（政岡洋三郎） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

[「討論なし」の声あり]

○議長（政岡洋三郎） 討論なしと認めます。

採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することに賛成の方は、ご起立願います。

[全員起立]

○議長（政岡洋三郎） 全員起立です。ご着席ください。

よって議案第2号は、委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

### 日程第3 議案第3号 砥部町執行機関の附属機関設置条例の一部改正について (厚生文教常任委員長報告、質疑、討論、採決)

○議長（政岡洋三郎） 日程第3、議案第3号、砥部町執行機関の附属機関設置条例の一部改正についてを議題とします。委員長の報告を求めます。山口厚生文教常任委員長。

○厚生文教常任委員長（山口元之） 厚生文教常任委員会に付託されました、議案第3号について、審査の結果をご報告申し上げます。議案第3号、砥部町執行機関の附属機関設置条例の一部改正については、障害者計画等を策定するにあたり、地域の実情を反映させるための策定委員会を附属機関として規定するもので、構成員の数の定限を7人としています。また、この附則において、この条例は、令和2年4月1日から施行するものとともに、砥部町の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正し、委員の報酬の額を月額7,000円としています。この改正内容は適正と認められ、よって、議案第3号は、原案のとおり可決するものと決定いたしましたので、ここにご報告申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長（政岡洋三郎） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。  
[「質疑なし」の声あり]

○議長（政岡洋三郎） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

○議長（政岡洋三郎） 討論なしと認めます。

採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することに賛成の方は、ご起立願います。

〔全員起立〕

○議長（政岡洋三郎） 全員起立です。ご着席ください。

よって議案第3号は、委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

日程第4 議案第4号 砥部町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について

（総務常任委員長報告、質疑、討論、採決）

○議長（政岡洋三郎） 日程第4、議案第4号、砥部町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを議題とします。委員長の報告を求めます。面岡総務常任委員長。

○総務常任委員長（面岡利昌） 総務常任委員会に付託されました、議案第4号について、審査の結果をご報告申し上げます。議案第4号、砥部町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正については、パートタイム会計年度任用職員の通勤に係る費用弁償の額を勤務形態に合わせた額とするため、所要の改正を行うものです。なお、附則において、この条例は、令和2年4月1日から施行するとしています。この改正内容は適正と認められ、よって、議案第4号は、原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ここにご報告を申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長（政岡洋三郎） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（政岡洋三郎） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

○議長（政岡洋三郎） 討論なしと認めます。

採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することに賛成の方は、ご起立願います。

〔全員起立〕

○議長（政岡洋三郎） 全員起立です。ご着席ください。

よって議案第4号は、委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

日程第5 議案第5号 砥部町公民館条例の一部改正について  
(厚生文教常任委員長報告、質疑、討論、採決)

○議長（政岡洋三郎） 日程第5、議案第5号、砥部町公民館条例の一部改正についてを議題とします。委員長の報告を求めます。山口厚生文教常任委員長。

○厚生文教常任委員長（山口元之） 厚生文教常任委員会に付託されました、議案第5号について、審査の結果をご報告申し上げます。議案第5号、砥部町公民館条例の一部改正については、事業運営を行っていない原町地区公民館を規定から削るとともに、中央公民館の大規模改修に伴い、会議室等の形態を変更したため、使用料の改定を行うものです。改定後の使用料は、改修費や改修後の会議室等の面積及び消費税率の増加分を勘案して定めています。また、附則においてこの条例は、令和2年4月1日から施行するものとしています。この改正内容は適正と認められ、よって、議案第5号は、原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ここにご報告申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長（政岡洋三郎） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。  
[「質疑なし」の声あり]

○議長（政岡洋三郎） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

[「討論なし」の声あり]

○議長（政岡洋三郎） 討論なしと認めます。

採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することに賛成の方は、ご起立願います。

[全員起立]

○議長（政岡洋三郎） 全員起立です。ご着席ください。

よって議案第5号は、委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

日程第6 議案第6号 砥部町陶芸作業場条例の一部改正について
(産業建設常任委員長報告、質疑、討論、採決)

○議長（政岡洋三郎） 日程第6、議案第6号、砥部町陶芸作業場条例の一部改正についてを議題とします。委員長の報告を求めます。森永産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（森永茂男） 産業建設常任委員会に付託されました、議案第6号について、審査の結果をご報告申し上げます。議案第6号、砥部町陶芸作業場条例の一部改正については、有限会社砥部町産業開発公社の解散に伴い、同社が所有している陶芸作業場の施設管理を現状のまま、町が引き継ぐため改正を行うもので、別表に、第4砥部町陶芸作業場として追加するとともに、賃借料を、月額45,000円と定めています。なお、附則において、この条例は、令和2年4月1日から施行するものとしています。この改正内容は適正と認められ、

よって、議案第6号は、原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ここにご報告申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長（政岡洋三郎） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。
[「質疑なし」の声あり]

○議長（政岡洋三郎） 質疑なしと認めます。
討論を行います。討論はありませんか。
[「討論なし」の声あり]

○議長（政岡洋三郎） 討論なしと認めます。
採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することに賛成の方は、ご起立願います。
[全員起立]

○議長（政岡洋三郎） 全員起立です。ご着席ください。
よって議案第6号は、委員長の報告とおり可決されました。

~~~~~

日程第7 議案第7号 砥部町公共下水道事業の設置等に関する条例及び砥部町水道事業の  
設置に関する条例の一部改正について  
(産業建設常任委員長報告、質疑、討論、採決)

○議長（政岡洋三郎） 日程第7、議案第7号、砥部町公共下水道事業の設置等に関する条例及び砥部町水道事業の設置に関する条例の一部改正についてを議題とします。委員長の報告を求めます。森永産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（森永茂男） 産業建設常任委員会に付託されました、議案第7号について、審査の結果をご報告申し上げます。議案第7号、砥部町公共下水道事業の設置等に関する条例及び砥部町水道事業の設置に関する条例の一部改正については、地方自治法の改正に伴い、それぞれ引用している条文にずれが生じたため改正を行うものです。この附則において、この条例は、令和2年4月1日から施行するとしています。この改正内容は適正と認められ、よって、議案第7号は、原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ここにご報告申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長（政岡洋三郎） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。  
[「質疑なし」の声あり]

○議長（政岡洋三郎） 質疑なしと認めます。  
討論を行います。討論はありませんか。  
[「討論なし」の声あり]

○議長（政岡洋三郎） 討論なしと認めます。  
採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することに賛成の方は、ご起立願います。

[全員起立]

○議長（政岡洋三郎） 全員起立です。ご着席ください。

よって議案第7号は、委員長の報告とおり可決されました。

~~~~~

日程第8 議案第8号 砥部町営住宅管理条例等の一部改正について
(産業建設常任委員長報告、質疑、討論、採決)

○議長（政岡洋三郎） 日程第8、議案第8号、砥部町営住宅管理条例等の一部改正についてを議題とします。委員長の報告を求めます。森永産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（森永茂男） 産業建設常任委員会に付託されました、議案第8号について、審査の結果をご報告申し上げます。議案第8号、砥部町営住宅管理条例等の一部改正については、民法の一部を改正する法律の公布に伴い、公営住宅等の賃貸借に係る債権関係の規定等の改正を行うもので、改正の主な内容は、公募の例外規定を追加していること、敷金を未払債務に充当することが可能となったこと、修繕費用の負担区分を明確化していること、明渡請求時の請求額の利率を改正していることなどです。また、砥部町営住宅管理条例の他関連のある砥部町特定公共賃貸住宅管理条例、砥部町営後継者及び単身者住宅条例、砥部町若者定住促進住宅条例の改正を行っています。なお、この附則について、この条例は、令和2年4月1日から施行するものとしています。この改正内容は適正と認められ、よって、議案第8号は、原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ここにご報告申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長（政岡洋三郎） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。

[「質疑なし」の声あり]

○議長（政岡洋三郎） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありますか。

[「討論なし」の声あり]

○議長（政岡洋三郎） 討論なしと認めます。

採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することに賛成の方は、ご起立願います。

[全員起立]

○議長（政岡洋三郎） 全員起立です。ご着席ください。

よって議案第8号は、委員長の報告とおり可決されました。

~~~~~

日程第9 議案第9号 砥部町勤労青少年ホーム条例の廃止について  
(厚生文教常任委員長報告、質疑、討論、採決)

○議長（政岡洋三郎） 日程第9、議案第9号、砥部町勤労青少年ホーム条例の廃止につい

てを議題とします。委員長の報告を求めます。山口厚生文教常任委員長。

○厚生文教常任委員長（山口元之） 厚生文教常任委員会に付託されました、議案第9号について、審査の結果をご報告申し上げます。議案第9号、砥部町勤労青少年ホーム条例の廃止については、中央公民館の大規模改修に伴い、利用者の減少が著しい勤労青少年ホームの運用を公民館事業として実施するため、廃止するものです。なお、附則において、この条例は、令和2年4月1日から施行するものとともに、砥部町の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正し、勤労青少年ホーム運営委員会委員の項を削っています。この廃止及び改正内容は適正と認められ、よって、議案第9号は、原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ここにご報告申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長（政岡洋三郎） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。  
[「質疑なし」の声あり]

○議長（政岡洋三郎） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありますか。

[「討論なし」の声あり]

○議長（政岡洋三郎） 討論なしと認めます。

採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することに賛成の方は、ご起立願います。

[全員起立]

○議長（政岡洋三郎） 全員起立です。ご着席ください。

よって議案第9号は、委員長の報告とおり可決されました。

~~~~~

日程第10 議案第10号 令和元年度砥部町一般会計補正予算（第7号）

日程第11 議案第11号 令和元年度砥部町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）

日程第12 議案第12号 令和元年度砥部町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）

（所管常任委員長報告、質疑、討論、採決）

○議長（政岡洋三郎） 日程第10、議案第10号、令和元年度砥部町一般会計補正予算第7号から、日程第12、議案第12号、令和元年度砥部町介護保険事業特別会計補正予算第3号までの3件を一括議題とします。委員長を求めます。山口厚生文教常任委員長。

○厚生文教常任委員長（山口元之） 厚生文教常任委員会に付託されました、補正予算3件について、審査の結果をご報告申し上げます。はじめに、議案第10号、令和元年度砥部町一般会計補正予算第7号のうち当委員会所管の歳出の主なものは、民生費、社会福祉総務費では、プレミアム付商品券の購入者が対象者を下回ったため、事業運營業務委託料を2,097万2千円減額しています。障害者福祉費では、実績に基づく精算により、平成30年度障害者自立支援給付費及び障害児施設給付費等の国庫負担金並びに平成28年度、平成30年度障害者医療費国庫負担金の超過分を返還するため、償還金を1,148万円追加しています。また、障

害福祉サービス等の利用者が増加したことにより、扶助費を1,095万6千円追加しています。この財源として、国、県支出金を821万7千円充てています。老人福祉費では、介護基盤整備等事業補助金及び介護施設開設準備経費助成事業補助金を7,568万円減額しています。国民健康保険総務費では、国保診療所の収入減少等により、施設勘定への繰出金を177万円追加しています。介護保険総務費では、第1号被保険者保険料の低所得者への軽減が拡充されたこと等により、介護保険事業特別会計への繰出金を1,506万4千円追加しています。この財源として、国、県支出金を1,208万9千円充てています。衛生費、保健衛生費関係では、マイナンバー制度を活用し、市町村間で情報連携ができる仕組みを構築するため、健康管理システム改修委託料22万円追加しています。この財源として、国庫支出金を14万6千円充てています。以上のほか、老人福祉費で財源の組み替えが行われています。繰越明許費では、民生費、社会福祉費でプレミアム付商品券事業運営業務委託料487万7千円、衛生費、保健衛生費で健康管理システム改修委託料22万円を計上しています。次に、議案第11号、令和元年度砥部町国民健康保険事業特別会計補正予算第3号は、事業勘定では、保険給付費のみの補正で、高齢化による1件あたりの医療費の増加により、一般被保険者療養給付費を1,648万6千円追加しています。全額、県支出金でまかなっています。また、直営診療施設勘定では歳出で、受診者数の減少により、医薬品費を250万円減額し、収入で、診療収入を427万円減額し、一般会計からの繰入金を177万円追加しています。次に、議案第12号、令和元年度砥部町介護保険事業特別会計補正予算第3号は、保険事業勘定のみの補正で、その主なものは、第1号被保険者の低所得者に対する保険料の軽減が拡充されたこと等により、介護保険料を1,611万8千円減額し、その財源を一般会計からの繰入金でまかなうなど、財源の組替を行っています。歳出額に変更はありません。いずれも適正な補正と認められ、よって、議案第10号、第11号及び第12号の3議案については、原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ここにご報告申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長（政岡洋三郎） 森永産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（森永茂男） 産業建設常任委員会に付託されました、補正予算について、審査の結果をご報告申し上げます。議案第10号、令和元年度砥部町一般会計補正予算第7号のうち、当委員会所管の歳出の主なものは、総務費、総務管理費関係では、外山区が実施する砥石山公園休憩所の改修工事を支援するため、広場整備事業費補助金を99万2千円追加しています。衛生費、清掃費関係では、美化センターの光熱水費が不足するため、需用費を121万7千円追加しています。農林水産業費、林業費関係では、県が実施する広域林道万年鶴崎線整備事業に対する負担金を600万円追加しています。以上のほか、農業費で財源の組み替えが行われています。また、繰越明許費では、土木費、道路橋りょう費で3,910万円、災害復旧費、公共土木施設災害復旧費で1億4,000万円計上しています。以上、補正内容は、適正な補正と認められ、よって、議案第10号は、原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ここにご報告申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長（政岡洋三郎） 面岡総務常任委員長。

○総務常任委員長（西岡利昌） 総務常任委員会に付託されました、補正予算について、審査の結果をご報告申し上げます。議案第 10 号、令和元年度砥部町一般会計補正予算第 7 号のうち、当委員会所管の歳出については、総務費、戸籍住民基本台帳費関係で、個人番号カード取得の推進により申請者が増加したため、通知カード・個人番号カード関連事務委任交付金を 379 万 9 千円追加しています。全額、国庫支出金でまかなっています。次に、歳入については、分担金及び負担金を 100 万円追加、国庫支出金を 349 万円減額、県支出金を 6,891 万 1 千円減額、寄附金を 30 万円追加、繰越金を 2,655 万 7 千円追加、諸収入を 141 万 8 千円追加しています。また、繰越明許費では、総務費、総務管理費で、個人番号カード利用環境整備事業 173 万 5 千円を計上しています。以上、補正内容は適正と認められ、よって、議案第 10 号は、原案のとおり可決すべきものと決定しましたので、ここにご報告を申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長（政岡洋三郎） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。
[「質疑なし」の声あり]

○議長（政岡洋三郎） 質疑なしと認めます。討論及び採決は 1 件ごとに行います。
議案第 10 号、令和元年度砥部町一般会計補正予算第 7 号についてを討論行います。討論はありませんか。
[「討論なし」の声あり]

○議長（政岡洋三郎） 討論なしと認めます。
議案第 10 号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することに賛成の方は、ご起立願います。
[全員起立]

○議長（政岡洋三郎） 全員起立です。ご着席ください。
よって議案第 10 号は、委員長の報告のとおり可決されました。
議案第 11 号、令和元年度砥部町国民健康保険事業特別会計補正予算第 3 号について、討論を行います。討論はありませんか。
[「討論なし」の声あり]

○議長（政岡洋三郎） 討論なしと認めます。
議案第 11 号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することに賛成の方は、ご起立願います。
[全員起立]

○議長（政岡洋三郎） 全員起立です。ご着席ください。
よって議案第 11 号は、委員長の報告のとおり可決されました。
議案第 12 号、令和元年度砥部町介護保険事業特別会計補正予算第 3 号について、討論を行います。討論はありませんか。
[「討論なし」の声あり]

○議長（政岡洋三郎） 討論なしと認めます。

議案第 12 号の採決を行います。本案に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することに賛成の方は、ご起立願います。

[全員起立]

○議長（政岡洋三郎） 全員起立です。ご着席ください。

よって議案第 12 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

- 日程第 13 議案第 13 号 令和 2 年度砥部町一般会計予算
- 日程第 14 議案第 14 号 令和 2 年度砥部町国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第 15 議案第 15 号 令和 2 年度砥部町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第 16 議案第 16 号 令和 2 年度砥部町介護保険事業特別会計予算
- 日程第 17 議案第 17 号 令和 2 年度砥部町とべの館特別会計予算
- 日程第 18 議案第 18 号 令和 2 年度砥部町とべ温泉特別会計予算
- 日程第 19 議案第 19 号 令和 2 年度砥部町農業集落排水特別会計予算
- 日程第 20 議案第 20 号 令和 2 年度砥部町浄化槽特別会計予算
- 日程第 21 議案第 21 号 令和 2 年度砥部町公共下水道事業会計予算
- 日程第 22 議案第 22 号 令和 2 年度砥部町水道事業会計予算

#### （予算特別委員長報告、討論、採決）

○議長（政岡洋三郎） 日程第 13、議案第 13 号、令和 2 年度砥部町一般会計予算から、日程第 22、議案第 22 号、令和 2 年度砥部町水道事業会計予算までの 10 件を一括議題とします。委員長の報告を求めます。井上予算特別委員長。

○予算特別委員長（井上洋一） 予算特別委員会に付託されました、議案第 13 号から議案第 22 号までの令和 2 年度の各会計の当初予算 10 件について、審査の結果をご報告申し上げます。去る 3 月 2 日、4 日、6 日の 3 日間、町長をはじめ各担当課長等の出席を求めて、当特別委員会を開催しました。審査にあたっては、総務、厚生文教、産業建設の各常任委員会の所管単位に、それぞれ担当課長から所管の費目について説明を受けた後、質疑を行い、慎重に審査した結果、議案第 13 号から議案第 22 号までの、令和 2 年度各会計当初予算 10 件は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。以上が審査の結果であります。当局におかれましては、審査の過程で各委員から出されました質疑や意見等について、十分にご検討され、今後の予算執行や町政運営に当たられますよう申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長（政岡洋三郎） お諮りします。ただいま報告の議案第 13 号から議案第 22 号までの令和 2 年度当初予算 10 件については、予算特別委員会において、十分に審査が尽くされていますので、質疑を省略し、一括して討論及び採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（政岡洋三郎） 異議なしと認めます。

よって議案第 13 号から議案第 22 号までの令和 2 年度当初予算 10 件については、質疑を省略し、一括して討論及び採決を行うことに決定しました。

議案第 13 号から議案第 22 号まで、一括して討論を行います。討論はありませんか。

[「討論なし」の声あり]

○議長（政岡洋三郎） 討論なしと認めます。

議案第 13 号から議案第 22 号まで、一括して採決を行います。議案第 13 号から議案第 22 号までの 10 件に対する委員長の報告は可決です。報告のとおり決定することに賛成の方は、ご起立願います。

[全員起立]

○議長（政岡洋三郎） 全員起立です。ご着席ください。

よって議案第 13 号から議案第 22 号までの 10 件は、委員長の報告のとおり可決されました。

~~~~~

日程第 23 請願第 1 号 最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書の採択を求める請願書

（総務常任委員長報告、質疑、討論、採決）

○議長（政岡洋三郎） 日程第 23、請願第 1 号、最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書の採択を求める請願書を議題とします。委員長の報告を求めます。西岡総務常任委員長。

○総務常任委員長（西岡利昌） 総務常任委員会に付託されました、請願第 1 号、最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書の採択を求める請願書について、審査の結果をご報告申し上げます。請願事項は、政府は、労働者の生活を支えるため、最低賃金の時間給 1,500 円を目指し大幅に引き上げること、最低賃金法を全国一律最低賃金制度に改正すること、最低賃金の引き上げを円滑にするため、中小企業への支援策を拡充することです。協議において、最低賃金を全国一律制とすることは困難である、最低賃金を引き上げることは、良いことではあるが、時給を 1,500 円引き上げると、中小企業にとって経営が成り立たなくなり、現実的には難しい、特にコロナの流行もございまして、経済状況が大変厳しくなっているとの意見があり、採決の結果、請願第 1 号は、不採択とすることに決定しましたので、ここにご報告を申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長（政岡洋三郎） 報告が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

[「質疑なし」の声あり]

○議長（政岡洋三郎） 質疑なしと認めます。討論を行います。討論はありませんか。

まず、委員長の報告に反対者の発言を許します。6 番佐々木隆雄君。

○6 番（佐々木隆雄） 6 番佐々木隆雄です。先ほどの委員長報告の中にも、一部中身について理解をできるというふうなこともあったというふうなことがあったようです。それについては、感謝を申し上げたいと思います。さて、私はこの最低賃金の改善と中小企業支援の

拡充を求める意見書の採択を求める請願の総務委員会での不採択に対して、今から反対の討論を行いたいと思います。請願では、日本の最低賃金が都道府県ごとに4ランクに分けられ、最高の東京で時給で1,031円、愛媛県では最低の790円となっています。これではフルタイムで働いても年収120万から150万円にしかならず、最低賃金法第9条、労働者の健全で文化的な生活を確保することは、なかなかできないのではないのでしょうか。愛媛県と東京では、同じ仕事をしても、時給で233円も格差があります。若い労働力の都市部への流出で地方の人口減少を加速させ、高齢化と地域経済の疲弊を招き、同時に自治体の税収も不足し、行政運営にも影響が出始めています。また、全国労働組合総連合の最低生計費資産調査をもとに、若者が自立した生活に必要な生活費は、月22万から24万円、これは税込みですが、時給で1,200円前後が必要だとしています。世界各国の制度で比較すると、日本の最低賃金はOECD諸国で最低水準であるし、ほとんどの国では全国一律制です。OECD加盟国は最低賃金を引き上げ、購買力平均換算で時給1,200円以上、月額20万円以上は当然となっております。政府が創生して、必要な中小企業支援策を実施して、公正取引ルールを整備し、最低賃金の引き上げを支えています。日本でも中小企業への具体的な使いやすい支援策も拡充しながら最低賃金を引き上げることが必要ではないのでしょうか。労働者の生活と労働力の質、消費購買力を確保しつつ、地域経済と中小企業を支える循環型地域経済の確立によって、誰もが安心して暮らせる社会が作られるのではないのでしょうか。そのために、最低賃金の引き上げと全国一律制にすることは必要だとの考えから、総務常任委員会での請願不採択に反対いたします。

○議長（政岡洋三郎） 次に、委員長の報告に賛成者の発言を許します。5番菊池伸二君。

○5番（菊池伸二） 5番菊池伸二でございます。それでは、請願第1号、最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書の採択を求める請願書につきまして、不採択とする委員長報告に賛成、原案に反対の立場で討論をいたします。総務委員会で皆様の意見をお聞きしましたところ、やはり最低賃金を引き上げることは確かに委員長の報告のとおり、パートさんや時間給で働いている方にとっては嬉しいことではあると思うんですが、全国一律に時給を1,500円に引き上げることは、確かに地方の中小企業にとっては現実的には無理だと思います。また、全国では企業にはやはり大きな格差があり、東京都が地方にとってはやはり給料、企業の利益率がかなり違うと思います。よって時給を1,500円にするということは、地方の中小企業にとっては、無理な点があると思われます。以上により、請願第1号につきまして、同意することは難しく、不採択とする委員長報告に賛成、原案に反対するものです。以上でございます。

○議長（政岡洋三郎） ほかに討論はありませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

○議長（政岡洋三郎） 討論を終わります。

採決を行います。請願第1号に対する委員長の報告は不採択です。請願第1号を採択することに賛成の方はご起立願います。

[起立少数]

○議長（政岡洋三郎） 起立少数です。ご着席ください。
よって請願第1号は、不採択とすることに決定しました。

~~~~~

日程第24 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて  
(説明、質疑、討論、採決)

○議長（政岡洋三郎） 日程第24、諮問第1号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。提出者の説明を求めます。佐川町長。

○町長（佐川秀紀） 諮問第1号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、次の者を人権擁護委員として推薦したいので、議会の意見を求める。令和2年3月11日提出、砥部町長佐川秀紀。住所、砥部町川井1291番地、氏名、影浦礼一、生年月日、昭和30年6月20日。提案理由、藤原康子委員は、令和2年6月30日をもって任期が満了するので、その後任の委員を推薦するため、提案するものでございます。よろしく願いをいたします。

○議長（政岡洋三郎） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。  
[「質疑なし」の声あり]

○議長（政岡洋三郎） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありますか。

[「討論なし」の声あり]

○議長（政岡洋三郎） 討論なしと認めます。

採決を行います。本件は、適任であると答申することに賛成の方は、ご起立願います。

[全員起立]

○議長（政岡洋三郎） 全員起立です。ご着席ください。

よって諮問第1号は、適任であると答申することに決定しました。

ここでしばらく休憩します。休憩時間を利用して全員協議会を開催します。

午前10時23分 休憩

午前11時3分 再開

~~~~~

日程第25 議員派遣

○議長（政岡洋三郎） 再開します。日程第25、議員派遣を議題とします。

お諮りします。団体からの要請等による議会とまちづくりを語る会の派遣期間、派遣場所、派遣議員等については、議長に一任願いたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（政岡洋三郎） 異議なしと認めます。

よって議員派遣については、ただいま申し上げましたとおり決定しました。

お諮りします。ただいま佐川町長から、議案第 23 号及び議案第 24 号が提出されました。これを日程に追加し、追加日程第 1 及び追加日程第 2 として、議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（政岡洋三郎） 異議なしと認めます。

よって議案第 23 号及び議案第 24 号を日程に追加し、追加日程第 1 及び追加日程第 2 として、議題とすることに決定しました。

~~~~~

#### 追加日程第 1 議案第 23 号 砥部町・広田村新町建設計画の変更について

（説明、質疑、討論、採決）

○議長（政岡洋三郎） 追加日程第 1、議案第 23 号、砥部町・広田村新町建設計画の変更についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。伊達企画財政課長。

○企画財政課長（伊達定真） それでは議案第 23 号、砥部町・広田村新町建設計画の変更について説明させていただきます。お手元に議案書をお願いいたします。議案 23 号、砥部町・広田村新町建設計画の変更について。砥部町・広田村新町建設計画の一部を変更することについて、市町村の合併の特例に関する法律第 5 条第 7 項の規定により、議会の議決を求める。令和 2 年 3 月 11 日提出、砥部町長佐川秀紀。提案理由でございます。東日本大震災による被害を受けた合併市町村に係る地方債の特例に関する法律の一部が改正され、地方債を起すことができる期間が延長されたため提案するものでございます。それでは内容について説明をさせていただきます。変更点につきましては、計画期間を 5 年間延長して、令和 6 年度までとします。それによりまして、計画書の各項目における実績数値や予測数値の時点修正と追加を行うとともに、施設引用計画等の名称変更による修正を行っております。また、基本目標ごとの施策の方針別に主要事業の概要と概算事業費を記載しておりますけれども、その内容につきましては、県事業におきまして 3 事業を追加してございます。一つは令和 3 年度より実施する予定であります農地整備事業を、他の 2 事業は以前から実施しております事業を、今回の変更で新町建設計画実施事業に組み込んだものでございます。その他の変更は期間の延長に伴う 2 完了事業の実施期間の延長と、一部の事業における事業費や事業料の修正等を行っております。なお、本計画につきましては、広田地区地域審議会に諮問し、本年 2 月 20 日付で適正であるとの答申をいただき、その後県と最終協議を行い、3 月 4 日付で異議なしとの通知をいただいております。以上で説明を終わります。ご審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（政岡洋三郎） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありますか。

[「質疑なし」の声あり]

○議長（政岡洋三郎） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

[「討論なし」の声あり]

○議長（政岡洋三郎） 討論なしと認めます。

採決を行います。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、ご起立願います。

[全員起立]

○議長（政岡洋三郎） 全員起立です。ご着席ください。

よって議案第 23 号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

追加日程第 2 議案第 24 号 砥部町地域審議会条例の一部改正について
（説明、質疑、討論、採決）

○議長（政岡洋三郎） 追加日程第 2、議案第 24 号、砥部町地域審議会条例の一部改正についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。高橋広田支所長。

○広田支所長（高橋桂） それでは、砥部町地域審議会条例の一部改正について説明いたします。議案書をお手元のほうにお願いします。議案第 24 号、砥部町地域審議会条例の一部改正について。砥部町地域審議会条例の一部を改正する条例を次のように定める。令和 2 年 3 月 11 日提出、砥部町長佐川秀紀。下段をお願いします。提案理由でございます。砥部町・広田村新町建設計画の計画期間を 5 年間延長することに伴い、広田地区地域審議会の設置期間を 5 年間延長するために提案するものでございます。内容につきましては、次のページをお願いします。議案第 24 号資料、砥部町審議会条例新旧対照表をご覧ください。現行の第 2 条中、設置期間の最終日である平成 32 年 3 月 31 日を、改正案で令和 7 年 3 月 31 日に改めるものです。議案書にお戻りください。附則としまして、この条例は令和 2 年 4 月 1 日から施行するとしています。以上で議案第 24 号の説明を終わります。ご審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（政岡洋三郎） 説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑はありませんか。

[「質疑なし」の声あり]

○議長（政岡洋三郎） 質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありませんか。

[「討論なし」の声あり]

○議長（政岡洋三郎） 討論なしと認めます。

採決を行います。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、ご起立願います。

[全員起立]

○議長（政岡洋三郎） 全員起立です。ご着席ください。

よって議案第 24 号は原案のとおり可決されました。

お諮りします。各委員長より、閉会中の継続調査の申し出がありましたので、議会の運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項については、議会運営委員会に、常任委員会の所管事務等の調査事項については、所管の常任委員会に、特別委員会の調査事項については、特別委員会にそれぞれ付託し、閉会中の継続調査とすることにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（政岡洋三郎） 異議なしと認めます。

よって各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

以上で本日の議事日程はすべて終了しました。会議を閉じます。町長、挨拶をお願いします。佐川町長。

○町長（佐川秀紀） 閉会にあたり、一言お礼を申し上げます。議員の皆様にはご多忙の中、2月20日から本日までの21日間にわたり、終始熱心なご審議を賜り、全議案につきましてご議決くださいましたことに対しまして、心から御礼を申し上げます。ご議決いただきました、補正予算、当初予算の執行にあたりましては、限られた経費の中で、最大の効果を得るべく、職員一丸となり、事務事業を遂行してまいります。今日本では、新型コロナウイルスの感染に伴いまして、いろいろな方面で苦慮しております。1日も早い終息を願い、子どもたちにもいつもの平安を取り戻していただきまして、元気に登校していただくことを願うものでございます。そういった中ではございますが、本町が目指すまちの将来像、文化とところがふれあうまちの実現に向け、任期最後の1年を力強く懸命に務めてまいりますので、議員の皆様の一層のご指導、ご鞭撻を賜りますようお願いを申し上げまして、閉会のご挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（政岡洋三郎） 以上をもって、令和2年第1回砥部町議会定例会を閉会します。

閉会 午前11時14分

地方自治法第 123 条の規定により、会議の経過を記載し、その相違ないことを証明するためにここに署名する。

砥部町議会議長

砥部町議会議員

砥部町議会議員

資 料

予算特別委員会 委員名簿

役 職	氏 名
委 員 長	井 上 洋 一
副 委 員 長	面 岡 利 昌
委 員	柿 本 正
委 員	佐々木 公 博
委 員	原 田 公 夫
委 員	東 勝 一
委 員	菊 池 伸 二
委 員	佐々木 隆 雄
委 員	森 永 茂 男
委 員	松 崎 浩 司
委 員	大 平 弘 子
委 員	政 岡 洋三郎
委 員	山 口 元 之
委 員	中 島 博 志
委 員	平 岡 文 男
委 員	三 谷 喜 好